

---

# 墨田区地域福祉計画（後期）

～新たな福祉コミュニティの創造をめざして～

---



平成18(2006)年3月

墨 田 区

## はじめに

墨田区地域福祉計画は、本区の福祉保健施策の総合的な推進を図るため、平成13年度から22年度までの10年間の計画として策定しています。この間、少子高齢化の一層の進展に伴い、福祉需要はますます多様化するとともに、介護保険法の改正や障害者自立支援法の成立など、社会福祉に関する制度も大きな転換期を迎えています。さらに、本区においても、今後の区政運営を進めるにあたっての基本指針となる新たな「墨田区基本構想」を平成17年11月に策定したところであり、こういった地域福祉をめぐる様々な状況の変化を踏まえて、計画の中間年度にあたる今年度、計画の改定を行いました。

さて、新たな墨田区基本構想では、本区の将来の姿と、それを実現するために区民と区がそれぞれの役割分担によって新しい「すみだ」をつくっていく協治（ガバナンス）の道筋を示しています。墨田区地域福祉計画に掲げる地域福祉の推進は、まさに区民と区との協働による新しいすみだづくりを行う実践の場であるといえます。

本計画では、「福祉コミュニティの創造」を将来目標としています。子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、すべての区民が、自分らしく、安心して暮らしていくために、地域の中で互いに手を携え、助けあいながら問題を解決していけるような地域社会を築いていくことが求められています。墨田区は、現在も地域のつながりが強く残っている地域です。こうした区ならではの地域のつながりを活かしながら、私たちの地域を良くしていこうという意識を、少しでも行動に結びつけていけるようなしくみづくりをしていきたいと考えています。

計画の改定にあたりましては、墨田区地域福祉計画推進協議会の下に計画改定作業部会を設け、様々な視点から議論を深めるとともに、関係団体等へのアンケートやパブリック・コメントを行うなど、広範な区民の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、協議・検討を進めてまいりました。

「地域福祉計画」の着実な推進により、人と人とのふれあい・支えあいによる、やさしいまちづくりの実現、温かみのある地域社会の実現をめざして、区民の皆様とともに努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

墨田区長 山崎 昇

# 墨田区地域福祉計画（後期）

## 目次

---

---

<b>I . 計画改定の基本的な考え方</b> .....	1
1. 計画改定の趣旨と経緯 .....	3
(1) 計画改定の趣旨 .....	3
(2) この5年間の社会情勢の変化 .....	4
2. 地域福祉推進の考え方 .....	6
3. 計画の性格と位置づけ .....	7
4. 計画の改定体制 .....	9
5. 計画期間 .....	10
6. 計画の評価 .....	10
<b>II . 地域福祉を取り巻く墨田区の状況</b> .....	11
1. 人口の動向 .....	13
2. 少子化の状況 .....	14
3. 高齢化の状況 .....	15
4. 障害者の状況 .....	16
<b>III . 計画の全体像</b> .....	17
1. 将来目標 .....	19
2. 基本理念 .....	20
3. 基本方向 .....	21
4. 計画の体系 .....	27

<b>IV. 施策の展開</b> .....	<b>29</b>
<b>基本方向1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる</b> .....	<b>31</b>
達成目標①:区民一人ひとりの健康づくりを支援する .....	31
達成目標②:親と子の健康づくりを支援する.....	32
<b>基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる</b> .....	<b>33</b>
達成目標①:子育て支援サービスを充実する.....	33
達成目標②:保育園等の保育サービスを充実する .....	34
達成目標③:子どもたちの育つ力を育成する.....	35
達成目標④:親や地域の子育て力を育成する .....	36
達成目標⑤:子育て・子育て支援ネットワークを構築する .....	37
<b>基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる</b> .....	<b>38</b>
達成目標①:障害のある人が地域で自立して生活できるよう支援する .....	38
達成目標②:障害のある人の自己実現と社会参加を支援する.....	39
達成目標③:自己決定と選択に基づくサービス利用支援体制を整備する...	40
<b>基本方向4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる</b> .....	<b>41</b>
達成目標①:高齢者の健康と生きがいづくりを支援する .....	41
達成目標②:介護が必要になることを予防する .....	42
達成目標③:自立した在宅生活を支援する .....	43
達成目標④:介護が必要になっても地域で暮らせるよう支援する.....	44
達成目標⑤:地域包括ケアシステムを確立する.....	45
<b>基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる</b> .....	<b>46</b>
達成目標①:福祉に対する理解と実践を促進する.....	46
達成目標②:区民が地域活動に参加しやすいしくみをつくる.....	47
達成目標③:地域のつながりと協働のしくみをつくる .....	48
<b>基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる</b> .....	<b>49</b>
達成目標①:福祉サービスを利用しやすいしくみをつくる .....	49
達成目標②:誰もが暮らしやすい地域環境をととのえる .....	50
達成目標③:生活に困った人を支え、自立を促進する.....	51

<b>V. 計画改定にむけたアンケートのまとめ</b> .....	53
1. アンケート実施概要.....	55
2. アンケート結果概要.....	55
<b>VI. 資料</b> .....	65
1. 墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱.....	67
2. 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱.....	69
3. 検討経過.....	71
4. 用語解説.....	73

---

# 計画改定の 基本的な考え方

---

# 1. 計画改定の趣旨と経緯

## (1) 計画改定の趣旨

墨田区においては、平成13年3月に、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「墨田区地域福祉計画」を策定し、福祉保健施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、本格的な少子高齢社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、価値観やライフスタイルの多様化等がみられる中で、地域の生活課題はますます多様化・複雑化しています。それらの課題を解決し、区民の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい人生を送ることができるようにしていくためには、地域全体で理解・協力して、地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決のために取り組んでいくこと、また、そのためのしくみづくりを進めていくことが、強く求められています。

墨田区の区政運営を進めるにあたっての基本指針となる、新たな「墨田区基本構想」（平成17年11月）においても、2025年の墨田区の将来の姿と区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治（ガバナンス）のみちすじが示されています。区民の参画と協働が、これからのすみだづくりを進めていく上での基本的な視点であるといえます。

本計画は、計画の中間年にあたり、このような現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえて内容の見直しを行い、本計画の将来目標である「福祉コミュニティの創造」の実現にむけた、新たな取り組みやしくみづくりの方向性を示していきます。

## (2)この5年間の社会情勢の変化

平成13年の本計画策定以降も、地域の福祉をめぐる社会情勢は大きく変化しています。これに呼応して社会福祉制度も大きな転換期を迎えているところであり、これらの情勢に的確に対応した施策の展開が求められます。

### ①健康づくりを取り巻く動向

健康づくりをめぐるのは、平成12年に策定された「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するための健康増進法が、平成15年5月から施行されています。

平成17年からは、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる社会の実現にむけて、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の2つのアプローチにより、10年間で「健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）」を伸ばすことを基本目標に据えた「健康フロンティア戦略」が推進されています。

### ②子どもと家庭を取り巻く動向

平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」により、今後も少子化が一層進展していく見通しが示されており、子どもと家庭をめぐるのは、少子化の流れを変えるための対策を推進することが、喫緊の課題となっています。

このような状況に対し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（「次世代育成支援」）するという考え方から、平成15年には、地方自治体や大企業に行動計画の策定を義務付ける次世代育成支援対策推進法の制定、地域における子育て支援事業の法定化が行われました。平成16年には、児童手当の支給年齢の拡大、育児休業制度の見直し、児童虐待防止対策の強化のための法整備が図られるなど、子どもを生き育てることに喜びを感じることができる社会への転換にむけた取り組みが進められています。

### ③障害のある人を取り巻く動向

平成12年の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスの利用は、平成15年4月から、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、契約により利用する「支援費制度」に移行しています。

さらに、これまで障害種別に分かれていた福祉サービスの一元化、既存のサービス体系の再編、国の費用負担の義務化と自己負担の導入、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定等を柱とする障害者自立支援法が、平成17年10月に成立し、平成18年4月から施行されます。

一方、これまで制度の谷間となっていた、高機能自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害への対応として、法的な位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進等を柱とする発達障害者支援法が、平成17年4月から施行されています。

### ④高齢者を取り巻く動向

平成12年の介護保険制度の実施から6年を経た現在、高齢者保健福祉施策の方向性は大きな転換期を迎えています。

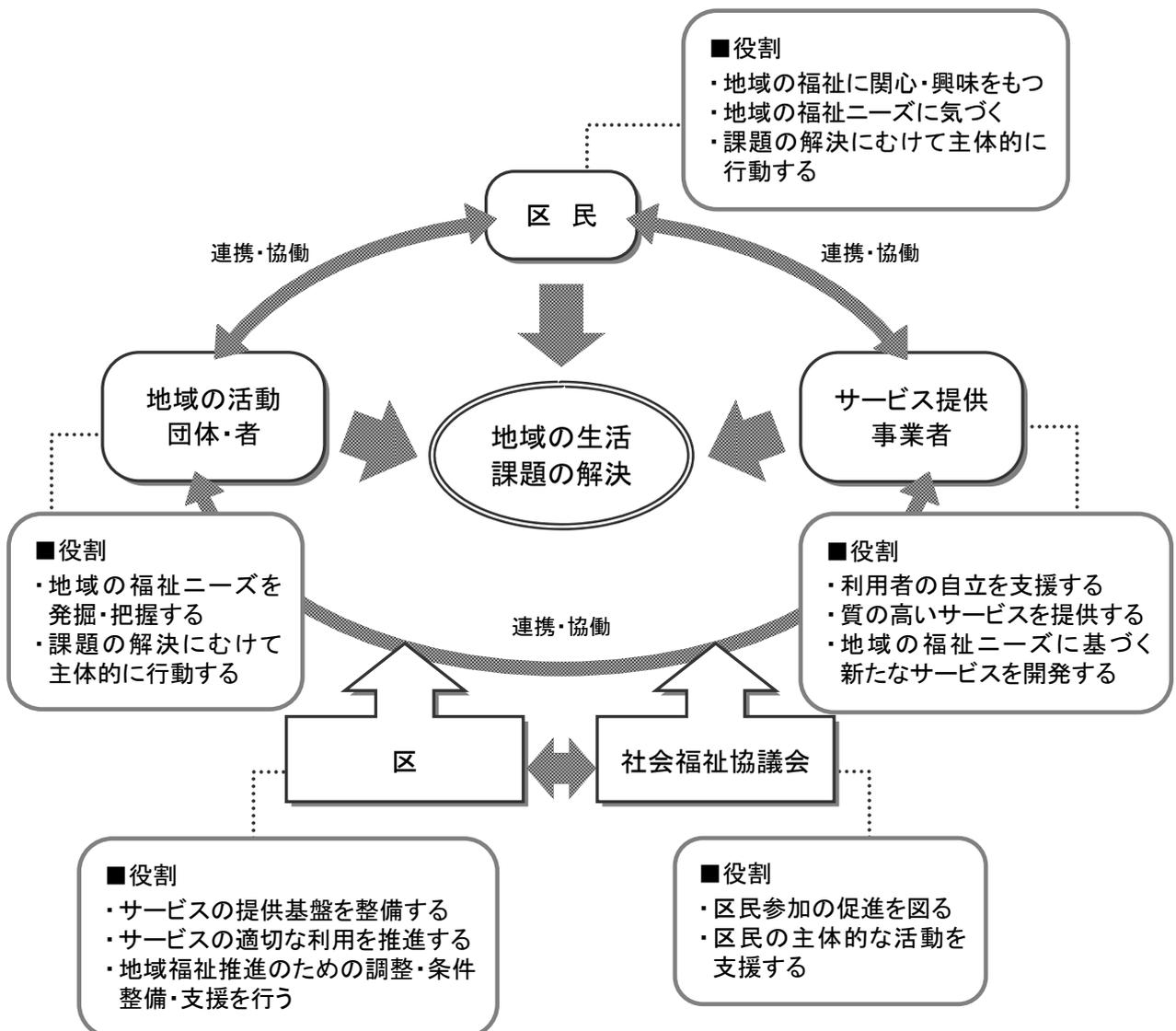
介護保険制度に関しては、介護予防重視型システムへの転換、施設利用者の居住費・食費を保険給付の対象外にする等の施設給付の見直し、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等新たなサービス体系の確立などを柱とする改正介護保険法が、平成18年4月から（施設給付の見直しについては平成17年10月から）施行となります。

一方、昭和57年度以降、4次にわたる計画に基づき推進されてきた老人保健事業についても、平成17年度以降のあり方について、平成16年10月に「生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて」とする中間報告がまとめられました。この中では、これまでの「健康な65歳」から「活動的な85歳」をめざすことを新たな目標とし、高齢者に対する事業（サービス）は、生活習慣病予防から介護予防に重点を移行することを求めています。

## 2. 地域福祉推進の考え方

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる地域社会の創造が求められています。「地域福祉」とは、そのために、地域に存在する生活課題を地域全体で解決していくための取り組み・しくみづくりです。

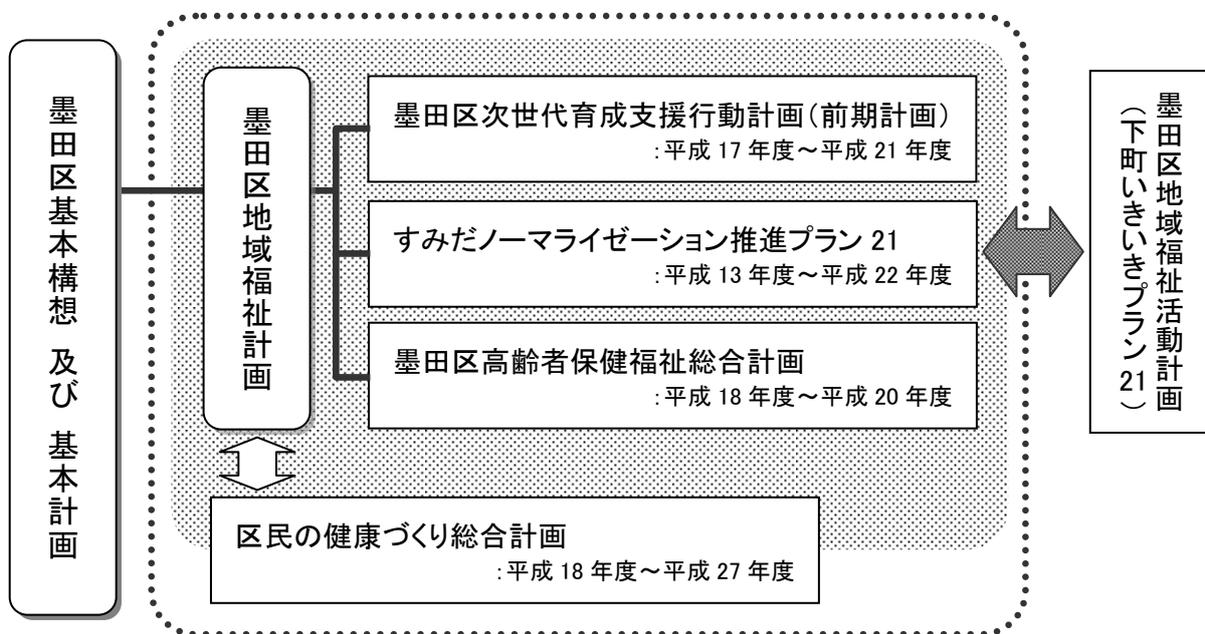
地域の生活課題は多様化・複雑化していることから、区民、関係機関、区、社会福祉協議会が、それぞれ次のような役割があることを認識しつつ、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことが重要です。



### 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、めざすべき区の将来像を掲げる墨田区基本構想及び基本構想に基づく墨田区基本計画との整合性を保ちつつ、地域福祉に関する施策を具体的に推進するための指針となるものです。

本計画は、墨田区における福祉保健分野の基本計画であり、分野別に策定されている個別計画を総合化し、これらに共通する理念をつなぐ役割を果たします。



さらに、本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

平成 15 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法第 107 条では、区市町村に、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる内容を一体的に定める地域福祉計画を策定することを規定しています。

**①福祉サービスの適切な利用の促進に関すること**

- 情報提供、相談対応体制
- 苦情解決システム、第三者評価への支援
- 福祉サービスの利用支援、権利擁護
- 地域包括ケアシステムの構築 等

**②社会福祉事業の健全な発達に関すること**

- 多様なサービス提供主体の参入促進と連携・協働体制
- 必要なサービス基盤の整備
- 地域福祉を推進する人材の育成 等

**③地域福祉活動への住民参加の促進に関すること**

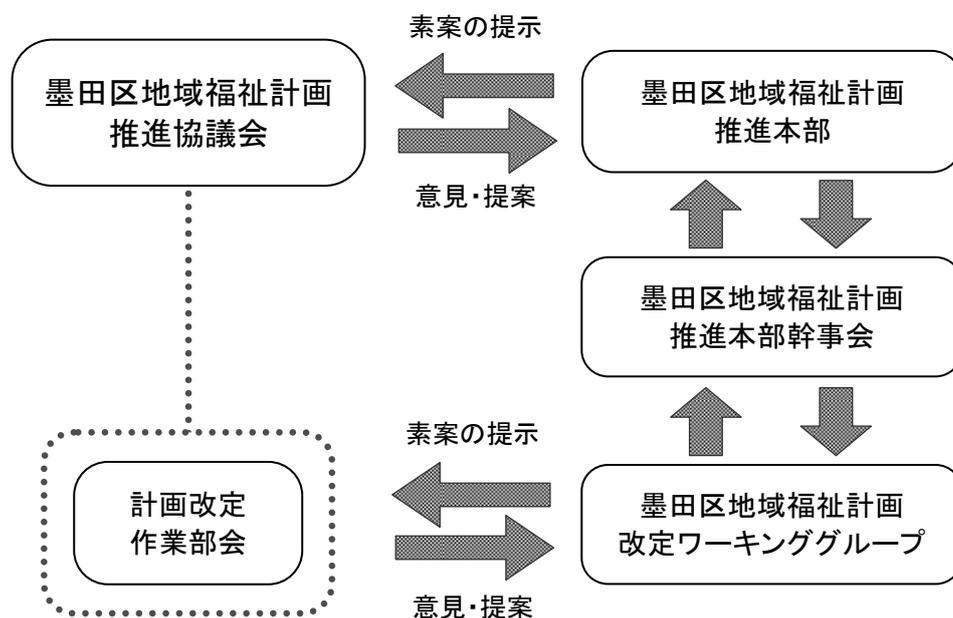
- ボランティア・NPO活動への支援
- 地域活動等への住民参加の促進と活動への支援 等

## 4. 計画の改定体制

本計画は、地域福祉を推進している地域活動団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」及びその下部組織として設置した「墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会」における協議・検討を通じて、改定を行いました。

庁内においては、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」「墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。

また、地域福祉推進に係る団体や個人の方に対する、墨田区地域福祉推進における課題などについてのアンケート調査の実施（結果の概要は「V. 計画改定にむけたアンケートのまとめ」（55 ページ以降）を参照）、「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」の公表、パブリック・コメント\*などを通じて、区民の意見を聴取し、計画への反映を図りました。



※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区民の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

## 5. 計画期間

本計画は、平成13年度からの10年間を計画期間とする計画の後期計画です。後期計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度の5年間となります。

## 6. 計画の評価

本計画は、「墨田区地域福祉計画推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進捗状況及び計画達成状況の評価を行います。

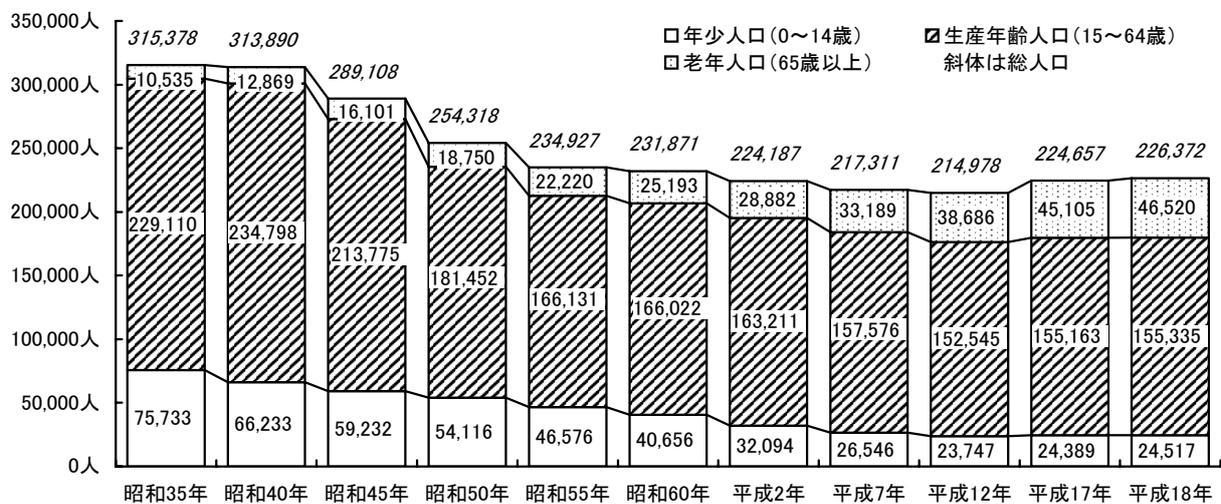
**地域福祉を取り巻く  
墨田区の状況**

---

# 1. 人口の動向

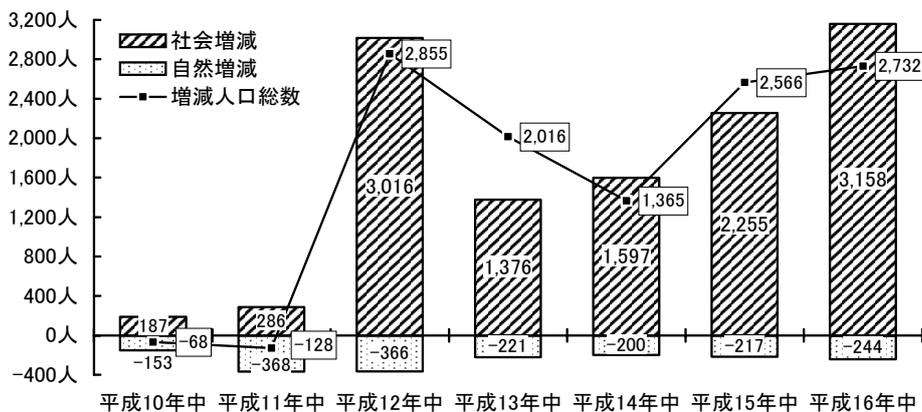
墨田区の総人口は、平成13年以降増加に転じ、平成18年1月1日現在226,372人にまで回復しています。これは、転入が転出を上回る社会増、つまり、転入により新たに墨田区民となる人が増えていることによるものであり、今後は、こうした現状を踏まえた地域づくりを進めていく必要があります。

墨田区の総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

墨田区の変動要因別の人口の動き



資料：東京都総務局「人口の動き」

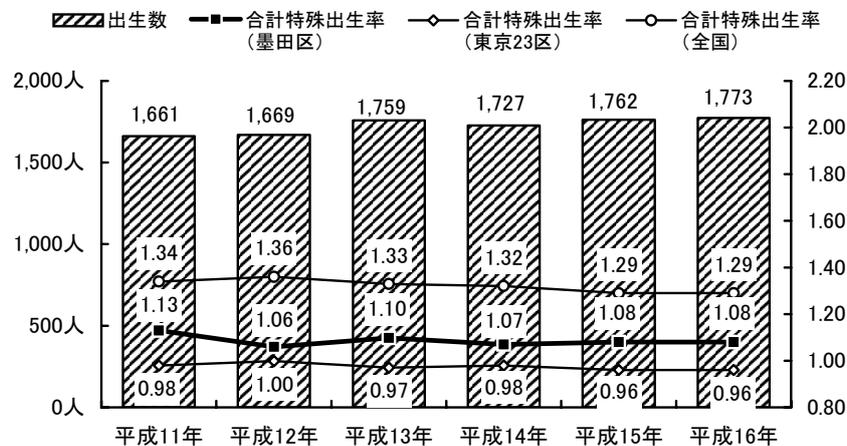
※自然増減は出生と死亡の差、社会増減は転入と転出の差をあらわす

※増減人口総数は、自然増減、社会増減、その他の増減の合計値

## 2. 少子化の状況

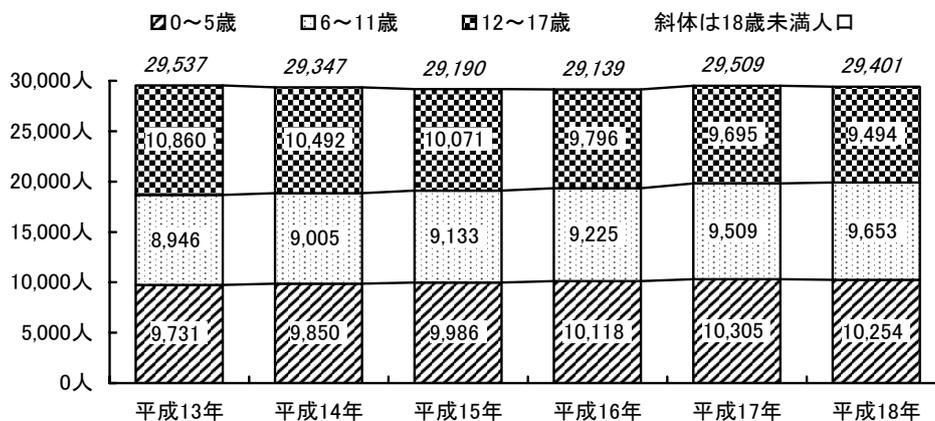
18歳未満の子ども人口はほぼ横ばいで推移しており、平成18年1月1日現在29,401人となっています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、平成16年時点で1.08と、全国平均を大きく下回る状況にあり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

### 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：墨田区：「墨田区の福祉・保健」、東京23区：東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」  
 全国：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

### 18歳未満人口の推移



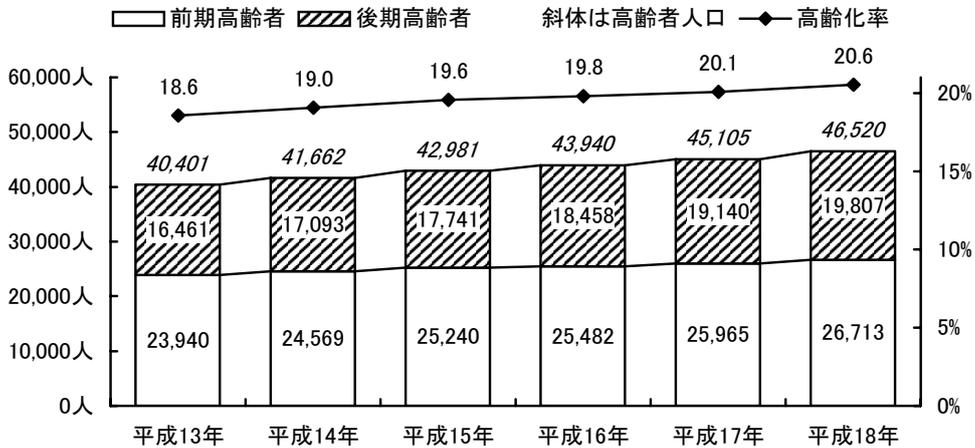
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

### 3. 高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、平成18年1月1日現在46,520人、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は20.6%に達しています。

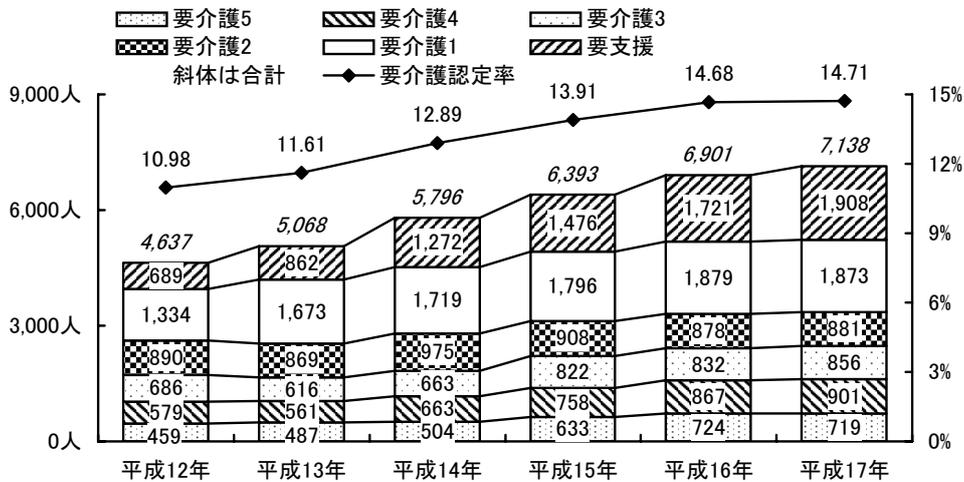
高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も増加しています。特に軽度の要支援の増加率が大きく、今後は、介護サービスの基盤の整備とともに、介護が必要な状態になることを予防する介護予防施策にも、力を入れていくことが求められています。

高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月末日現在）

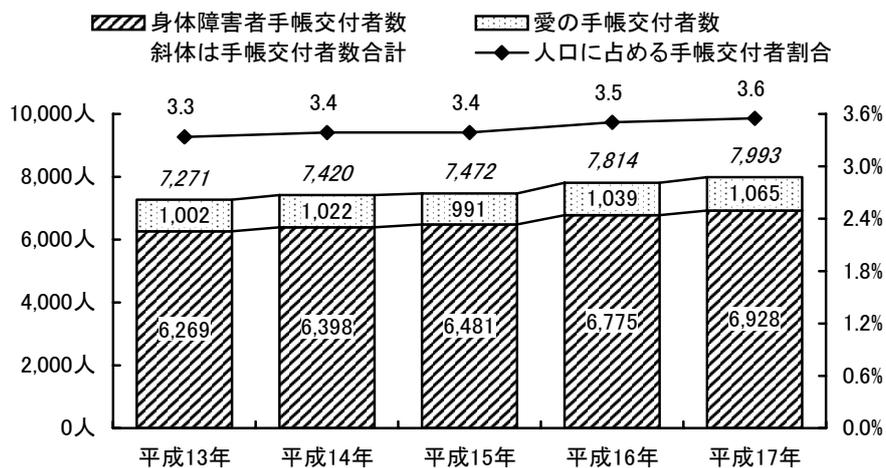
※要介護認定率は、第1号被保険者数（高齢者人口）に占める65歳以上の要介護認定者数の割合

## 4. 障害者の状況

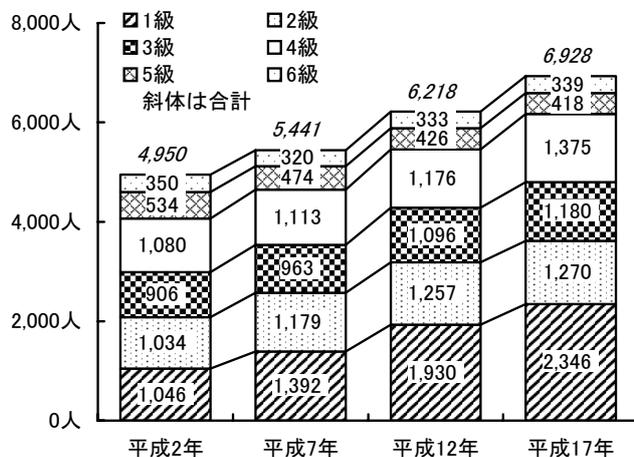
心身障害者数は年々増加しており、平成17年度末現在、身体障害者手帳交付者が6,928人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者が1,065人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度を申請している精神障害者が1,220人という状況です。

障害のある人が住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、今後ともさらに、地域における自立生活の支援を推進するとともに、障害のある人もない人も地域の中で共に生活し、活動する社会の実現をめざした施策の展開を図っていくことが求められます。

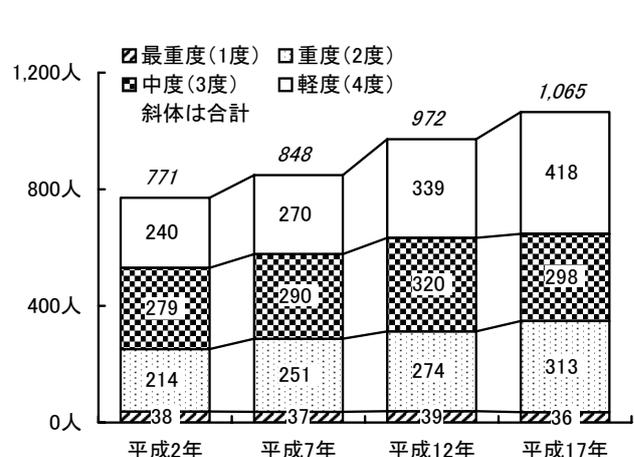
### 心身障害者手帳交付者数の推移



### 身体障害者手帳交付者の障害の程度



### 愛の手帳交付者の障害の程度



資料：墨田区の福祉・保健（各年3月末日現在）

Ⅲ

# 計画の全体像

## 1. 将来目標

### ◆ 将来目標 福祉コミュニティの創造

平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、「行政が決定し提供する福祉」（行政主体）から「区民が自ら選択し利用する福祉」（利用者本位）への移行など、社会福祉のあり方が大きく転換している中で、社会福祉は量だけでなく、質が問われる時代になっています。

また、地方分権の流れの中では、**区民と区との協働**のもと、墨田区の福祉を創造し、**地域の福祉のさらなる推進**を図っていくことが求められています。

後期計画においても、多様な保健福祉サービスと、区民をはじめとする様々な担い手による地域の身近な課題の解決にむけた取り組みが、相互の連携のもと、効果的に展開されることにより、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるような「福祉コミュニティ」の創造を将来目標とし、必要な取り組みを計画的に推進していきます。

---

## 2. 基本理念

福祉コミュニティの創造をめざし、後期計画においても、引き続き、次の基本理念を掲げます。

### ◆ 基本理念1 生涯にわたる人間性の尊重

すべての区民が、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、人間性が尊重され、お互いの尊厳を認めあうことができる地域社会をつくります。

---

---

### ◆ 基本理念2 自己決定と自立の促進

すべての区民が、自らの価値観や考え方に基づいて行動し、自立した生活を営める地域社会をつくります。

---

---

### ◆ 基本理念3 生きがいと自己実現の確立

すべての区民が、自らの経験・知識・能力を活かし、生きがいに満ちた生活が送れる地域社会をつくります。

---

---

### ◆ 基本理念4 参加・共生による地域の連帯

すべての区民が、共に社会に参画し、互いに理解し、認めあいながら暮らせる地域社会をつくります。

---

---

### 3. 基本方向

#### ◆ 基本方向1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる

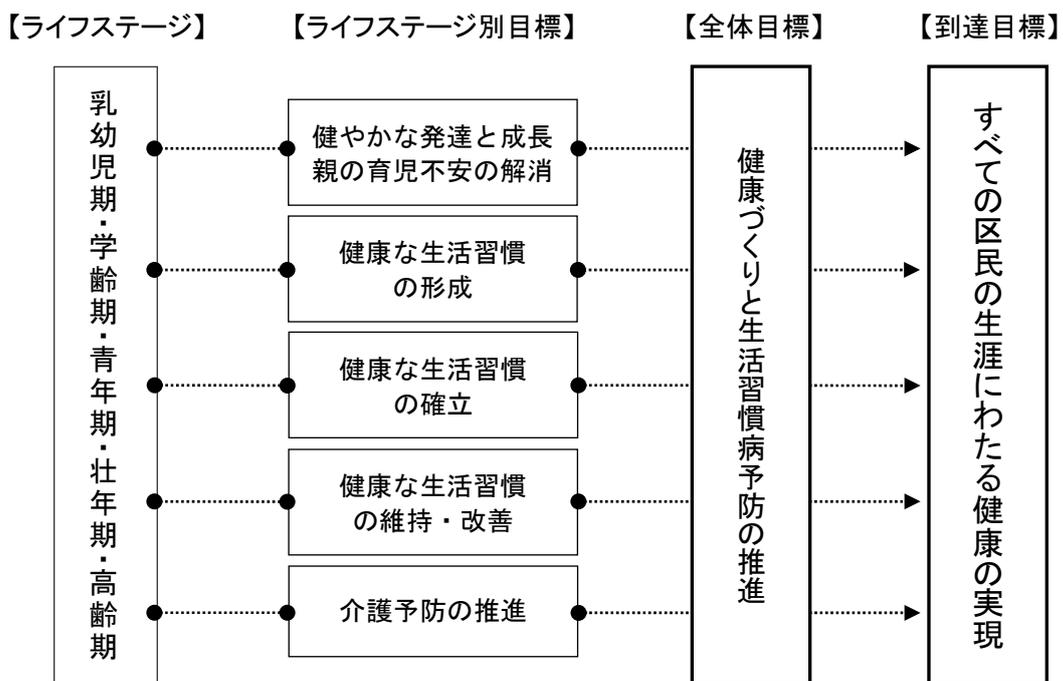
健康は、実りある生活の基本という視点から、ライフステージに対応した健康づくりと生活習慣病予防を推進し、区民の誰もが生涯を通じ、健康を享受できる地域づくりをめざします。

乳幼児期から学齢期の子どもに対しては、健康な生活習慣の形成を目標に、こころ・からだの両面からの健康づくりを支援していきます。

青年期から壮年期の区民に対しては、健康な生活習慣の確立、壮年期以降の区民に対しては、健康な生活習慣の維持・改善を目標とし、区民自らが積極的・継続的に健康づくり活動に取り組んでいくための支援を行います。

さらに、高齢者に対しては、介護予防策の積極的な展開を図り、できる限り活動的な生活を送ることができるよう支援していきます。

#### ≪ 生涯健康な生活を送るための施策の展開 ≫



## ◆ 基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる

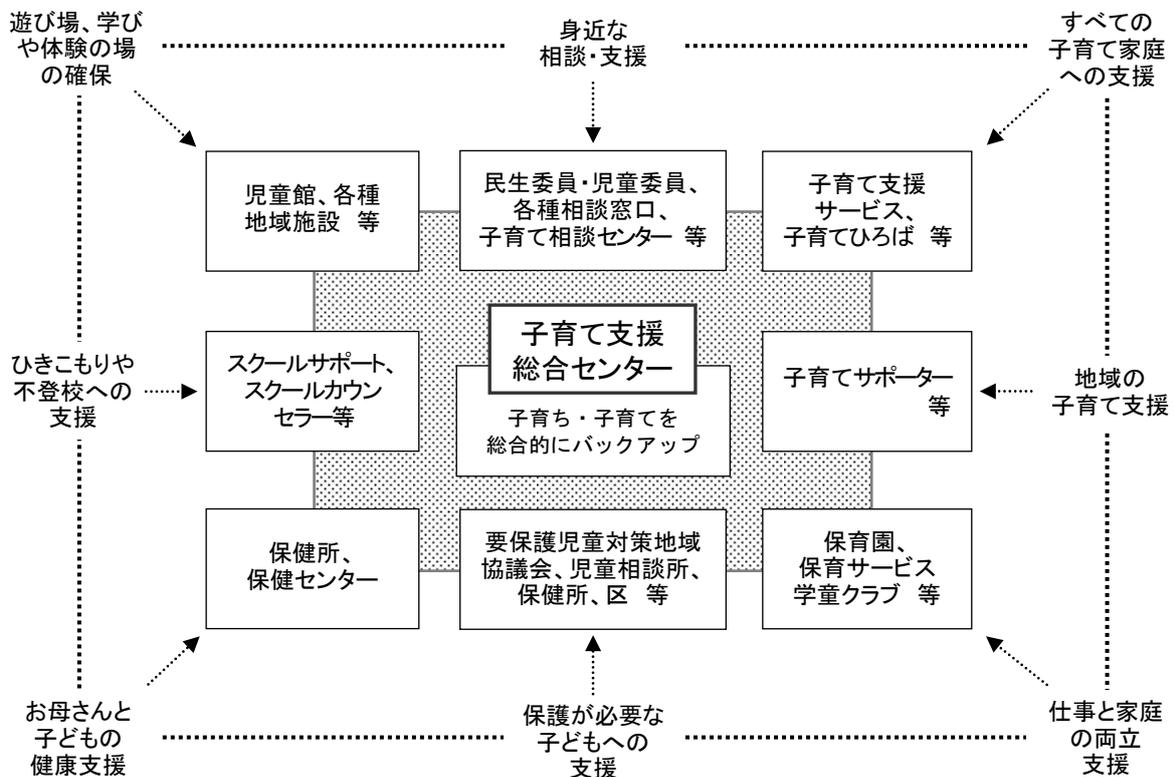
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりをめざします。

すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育園の待機児解消にむけ、公民協働による保育園の整備等を進めます。

また、子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育む地域環境、教育環境の整備、親や地域の子育て力・教育力の育成と協働を推進します。

さらには、虐待をはじめとする保護が必要な子どもの早期発見、適切な対応を図るための要保護児童対策地域協議会を設置するなど、平成19年度に整備する子育て支援総合センターを核とする子育て・子育て支援ネットワークを構築し、地域の子育て・子育てを総合的にバックアップしていきます。

### 《 子育て・子育て支援ネットワーク 》



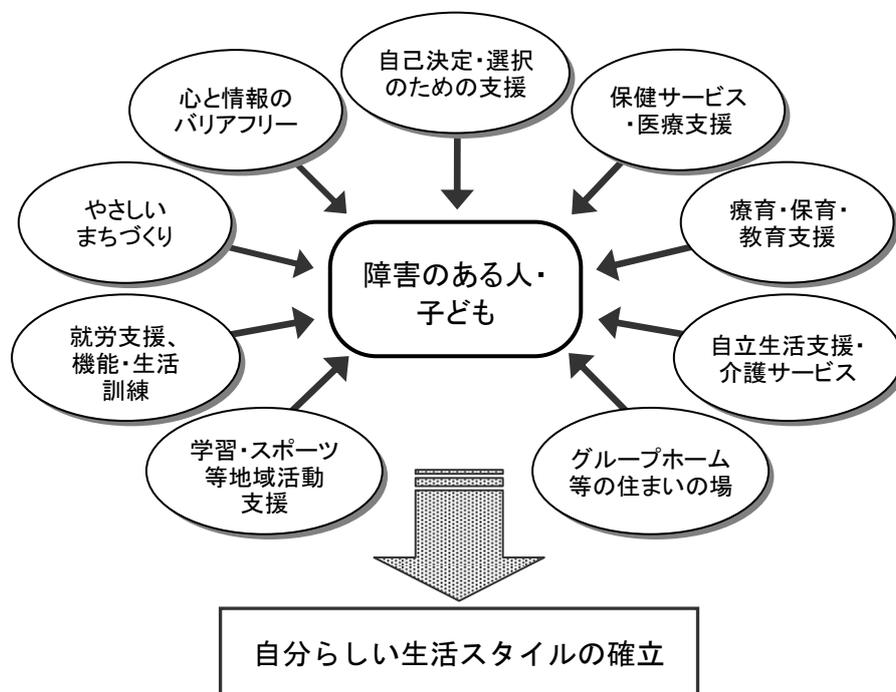
### ◆ 基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる

障害のある人が自立した生活を送ることができる地域づくり、障害のある人もない人も、地域の一員としてお互いに尊重し、認めあいながら、共に支えあって暮らせる地域づくりをめざします。

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮して、生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害の種別や年齢にかかわらず必要な支援を提供できる基盤の整備、就労支援体制の整備・充実等の社会参画を促進するための支援に取り組みます。

また、障害のある人自身の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、様々な支援を総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

#### 《 地域における自立生活支援体制 》



## ◆ 基本方向4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる

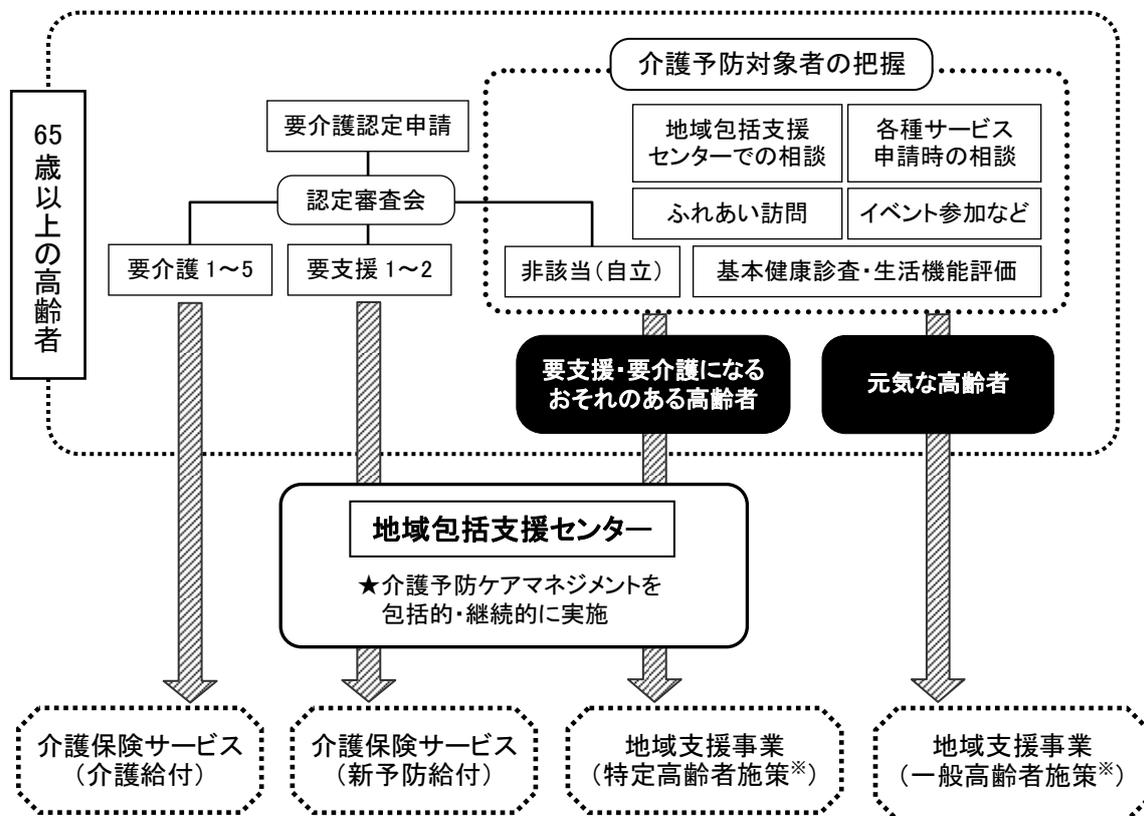
高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく尊厳をもって、安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざします。

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かしながら社会に参画できるよう、生きがいや社会参加の支援施策に取り組むとともに、「活動的な85歳」の実現にむけて、地域における介護予防システムの構築をめざします。

あわせて、地域での自立生活を支援するための生活支援サービスや介護サービスの基盤整備、高齢者の尊厳を守るしくみづくりを推進します。

さらに、新たな地域ケアシステムの拠点として設置する地域包括支援センターを中心に、地域の多様な社会資源を活用しながら、包括的・継続的に高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

### 《 墨田区における介護予防システム 》



\* 特定高齢者施策：生活機能等の低下があり、介護が必要な状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防施策。

\* 一般高齢者施策：すべての高齢者を対象とする介護予防施策。

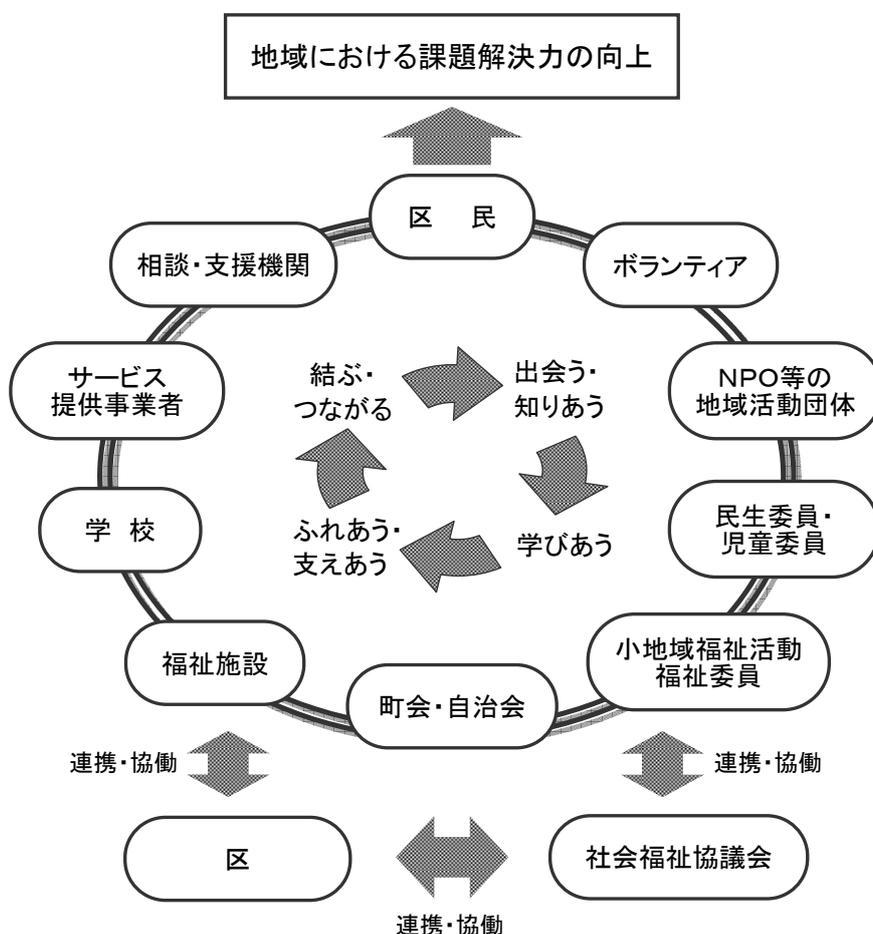
## ◆ 基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる

区民をはじめとする様々な地域福祉の担い手と区が、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことができる地域づくりをめざします。

地域での出会い、学びあいを通じ、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズへの気づきを促していくとともに、誰もが地域活動に参加し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、新たな地域のつながりの構築にむけたしかけ・しくみづくりや、地域福祉の担い手となる区民、関係機関、区、社会福祉協議会間のネットワークづくりを進めていきます。

《 地域における学びあい・ふれあい・支えあいのイメージ図 》



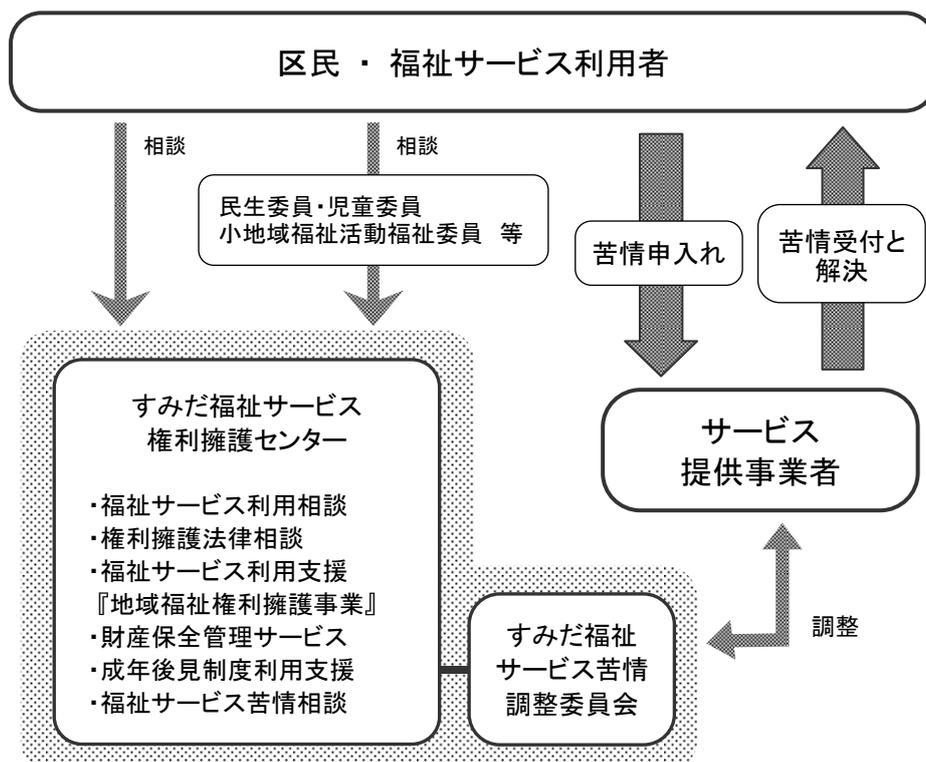
## ◆ 基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる

福祉サービスを適切に利用できるためのしくみづくり、すべての区民が地域で共に暮らせる地域づくりをめざします。

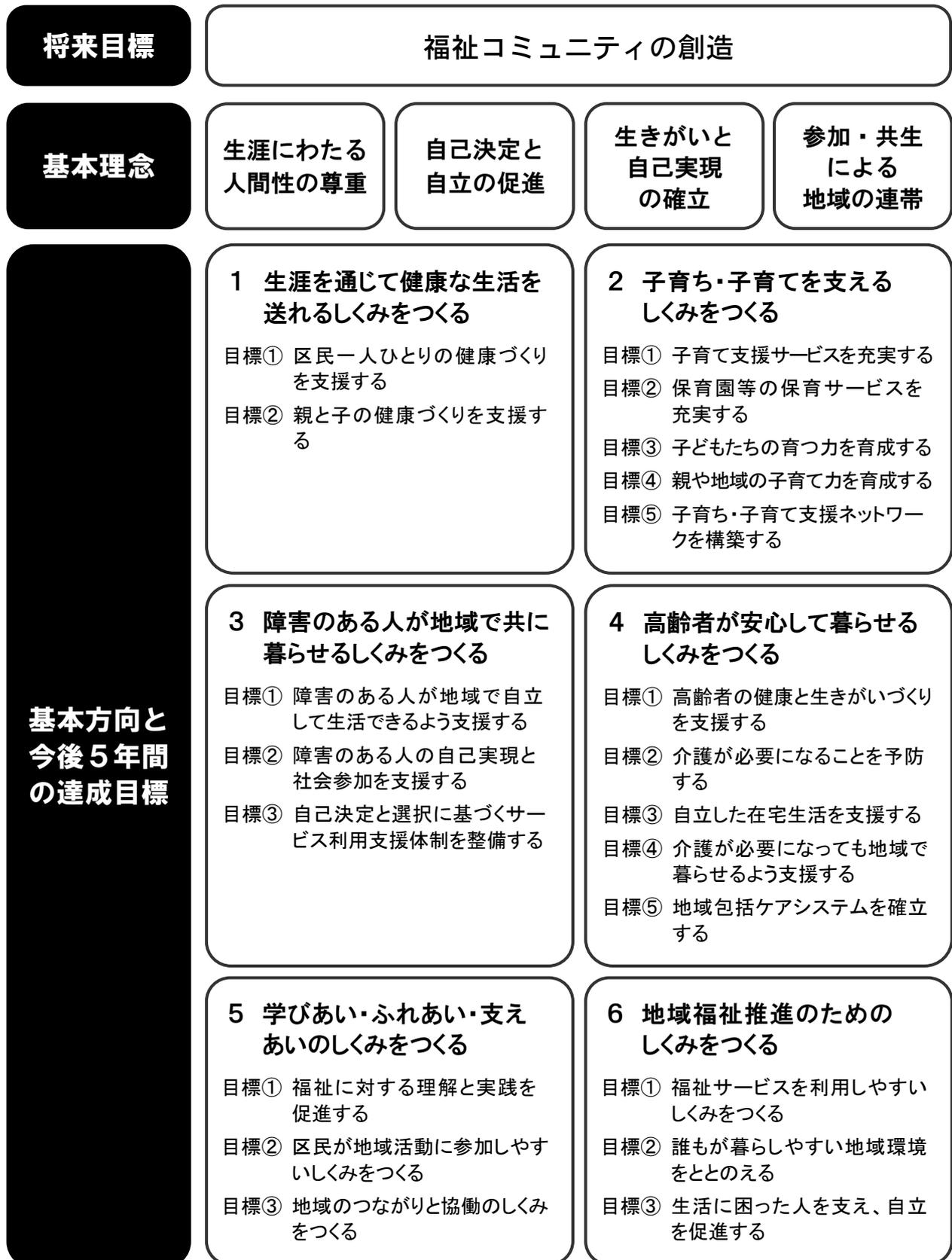
今後の地域福祉の推進を確かなものとするため、利用者の立場に立った情報発信のしくみの構築、サービス提供事業者に関するサービス評価制度や情報の公表の推進、苦情対応とサービス利用支援体制の整備・充実など、利用者によるサービス選択や、適切なサービス利用を支援するための基盤づくりに、今後とも積極的に取り組んでいきます。

また、はじめからすべての人が利用しやすいことに視点をおいた、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが暮らしやすい環境づくり、生活が困難な区民の自立支援施策の推進を図り、すべての区民が年齢、障害、国籍、貧困などの理由によって、地域で孤立することなく、共に暮らせる地域づくりを推進します。

### 《 苦情対応とサービス利用支援のしくみ 》



## 4. 計画の体系



---

IV

# 施策の展開

---

## 基本方向 1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる

### 達成目標①: 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

区民一人ひとりが健康な生活習慣を確立し、また、健康な生活習慣の維持・改善にむけて積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、生活習慣病予防の基本である「食生活・栄養」「身体活動・運動」「こころの健康・休養」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」等のポイントを中心に、健康情報の発信や各種健康教室の開催などの支援を展開していきます。

また、健康診査やがん検診等について、受診しやすい条件整備を進めるとともに、結果を踏まえた個別指導や集団指導の充実を図り、区民が自らの健康状態の把握と健康管理に取り組み、必要に応じて生活習慣の改善や治療に結びつくよう支援します。

さらに、地域のリーダーとなって健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループ育成等を通じて、地域からの健康づくりの促進を図り、健康づくり活動を継続して実践できる環境づくりに取り組みます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 地域健康づくり

壮年期の健康の維持・増進と生活習慣病予防を推進するため、地区別に健康講座を実施するとともに、地域で健康づくり活動を行う自主グループを育成します。

##### ■ 区民健康体操の普及

区民に運動習慣を身につけてもらうために、誰でも気軽に参加できる健康体操の普及を図ります。

##### ■ 健康づくり出張講座の実施

区民全体の健康への意識を高めることを目的に、町会を中心に、地域の要望に応じて区内各地に保健師、栄養士、医師等保健所職員が出向いて、高血圧予防をはじめ、健康に関する講演、相談、アドバイスを行います。

## 達成目標②:親と子の健康づくりを支援する

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、親子の健康が確保されるよう、妊産婦や乳幼児に対する各種母子保健事業、小児医療体制の充実を図ります。乳児健康診査時には母親の精神面に焦点をあてた個別・心理相談を実施するなど、親の育児不安の軽減・解消にむけた支援を、積極的に展開していきます。

学齢期においては、生活習慣病及びその予備軍の子どもたちが増えている状況を踏まえ、食育の推進を図るなど、家庭、地域、学校等が連携して、子どもが健全な生活習慣を身につけることができるよう支援していきます。

特に、思春期の健康問題への対策として、この時期に特有な不安や悩みなどに対する相談の充実を図るとともに、年代に応じた性教育や、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康を阻害する行動に対する対策を推進し、子どものこころ・からだ両面の健康づくりを進めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 産後うつ予防対策の充実

産後うつ病の早期発見・早期支援を目的に、4か月健康診査時にアンケート調査を実施します。高得点者をスクリーニングし、高得点者については保健師の相談や家庭訪問等につなげます。

#### ■ 小児救急平日夜間診療事業

医療機関の協力のもとに「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設し、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

#### ■ 思春期相談

保健センター、学校、教育相談室、すみだスクールサポートセンター、児童相談所等の関係機関の連携により、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、人間関係調整力不足等の思春期における不安や悩み等に関する思春期相談の充実を図ります。

## 基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる

### 達成目標①:子育て支援サービスを充実する

核家族化等により、子育てに関して周囲の手助けを期待することが難しくなっている反面、低年齢児の多くは家庭で養育されているのが現状です。

専業主婦など自宅等で子育てをしている家庭、ひとり親家庭を含めた、すべての子育て家庭が利用できる、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。具体的には、産後の体調不良等により家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する児童養育家庭ホームヘルプサービスや、保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュなどの場合も利用できる一時保育、ファミリー・サポート・センター事業の拡充を図ります。また、トワイライトステイ、病後児保育など、保護者のニーズに対応したサービス展開を新たに進め、保護者が地域でゆとりをもって楽しく子育てができるよう、積極的な支援を展開していきます。

また、子育てひろばなど、親子がふれあい・関わりあうことの楽しさを感じられる場、親同士が気軽に交流できる場を、身近な地域に整備していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 一時保育の実施

保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等により、保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって保育します。

##### ■ 子育てひろばの拡充

地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。

##### ■ 子育て支援総合センターの整備

在宅での子育て支援の拠点として、総合相談、在宅子育て支援事業、子育て支援総合コーディネート、虐待防止支援訪問等を行う総合施設である「子育て支援総合センター」を整備します。

## 達成目標②: 保育園等の保育サービスを充実する

保育ニーズの増加・多様化に対応し、仕事と子育ての両立を支援することは、引き続き本区における重要な課題です。保育園の待機児童の解消にむけ、認可保育園の整備や東京都独自の保育制度である認証保育所の整備誘導など、公民協働による計画的な保育施設の整備を推進します。

また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育、休日保育の実施園を拡大するとともに、週に2・3日程度、または午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる特定保育を新たに実施します。

さらには、地域の乳幼児が保護者の就労状況等にかかわらず、希望に応じて教育・保育を受けることができる環境づくりをめざし、幼稚園と保育園を一体化した総合施設のあり方の検討等を進めるなど、幼稚園と保育園が連携・協働して就学前の教育・保育環境を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 認可保育園の整備

保育園の待機児童を解消するため、潜在的なニーズも視野に入れて、計画的な整備を進めます。

#### ■ 延長保育・夜間延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化等に対応して、基本保育時間前後の保育、22時15分までの夜間延長保育を実施します。

### 達成目標③:子どもたちの育つ力を育成する

乳幼児から高校生まで、幅広い年齢層の子どもたちが安心・安全に過ごすことができる居場所として、地域の児童館機能の充実を図るとともに、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる遊び場の整備、多様な自然体験・交流活動の場・機会づくりを進めていきます。

また、次代の親となる子どもたちが、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解し、自立して家庭を築いていけるよう、職業体験や保育体験などの学びや体験の場などの機会を確保します。

一方、ひきこもりや不登校などの児童・生徒については、子ども自身の不安や悩みに関する学校内外の相談体制を整備するとともに、すみだスクールサポートセンターを中心とする支援体制のもとで、地域ぐるみのシステムを構築し、きめ細かな支援を展開していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ フレンドリー計画の推進

児童館のサービス向上と弾力的な事業運営を図るため、児童館を民営化し、日曜・休日開館の実施、開館時間の延長、中高生の居場所対策等を推進します。

##### ■ スクールサポート事業

すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、学校、家庭、関係機関の連携のもと、不登校や問題を起こす児童・生徒の学習指導、生活指導、教育相談等の支援や、保護者及び学校への援助を行います。

## 達成目標④:親や地域の子育て力を育成する

親が喜びと自信をもって子育てをすることができるよう、子育てひろばなどの場の提供により親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう働きかけていきます。また、親や家庭の子育て力・教育力の育成・向上にむけたプログラムの充実と学習の場・機会の提供に努め、父親・母親が親としての役割や子育てについて学び、成長していくことができるよう支援していきます。

さらに、子育て経験豊かな区民を子育てサポーターとして育成したり、地域の空き店舗等の遊休施設を活用し、区民と区との協働により子育て支援事業を実施していきます。このような活動を通じて、区民の子育てへの関心や、何らかの形で協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていくしくみづくりを進め、区民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力しあっていけるまちづくりをめざします。

### 主な取り組み内容

#### ■ 子育てサポーターの育成

地域の子育て経験豊かな区民を育成し、育児に不安や悩みを抱えている親の相談にのったり、アドバイスをを行うしくみづくりを進めます。

#### ■ 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業の展開

空き店舗等の遊休施設を活用して、地域の子育て経験者や保育士等が一時保育、子育て相談等の子育て支援活動を行います。

## 達成目標⑤:子育て・子育て支援ネットワークを構築する

地域における子育て支援の拠点として、平成19年度に子育て支援総合センターを整備します。子育て支援総合センターにおいては、子育てに関する相談への対応、子育て支援サービスの実施、地域の子育てグループへの支援などに取り組むとともに、関係機関との連携のもと、子育て支援情報の一元化や利用支援を総合的に行う、子育て支援総合コーディネート機能を果たしていきます。

また、保育園・幼稚園や小・中学校の現場教職員、地域の民生委員・児童委員や青少年委員、区、保健所、保健センター、児童相談所、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、これらの機関の連携・協力のもと、虐待を受けている子どもをはじめとする保護が必要な子どもの早期発見、個々のケースに応じた適切な対応を図る体制を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 子育て支援総合センターの整備（再掲）

在宅での子育て支援の拠点として、総合相談、在宅子育て支援事業、子育て支援総合コーディネート、虐待防止支援訪問等を行う総合施設である「子育て支援総合センター」を整備します。

#### ■ 要保護児童対策地域協議会の設置

虐待を受けているなど、保護が必要な子どもに対して適切な対応を図るため、関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を設置し、相互の連携のもと、必要な情報の共有や支援内容に関する協議を行う体制を整備します。

## 基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる

### 達成目標①:障害のある人が地域で自立して生活できるよう支援する

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮し、自らの生活のあり方を主体的に決定することができる、自立した生活を実現できるよう支援していきます。地域での自立生活に必要な、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイをはじめとする様々な在宅サービスを、障害の種別や年齢にかかわらず、個々の状況や必要性に応じて提供できる基盤を、民間事業者等と連携して整備します。

また、民間事業者等の誘導により、グループホーム・ケアホームなどの地域に密着した生活の場の整備・運営を支援し、重度の障害があっても、地域生活を継続することができる環境づくりを推進していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ ホームヘルプサービスの実施

障害のある人、難病患者等が在宅で自立して生活ができるよう、自宅にホームヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

##### ■ 障害者グループホーム・ケアホームの整備支援

障害のある人の地域生活を支える障害者グループホーム・ケアホームの整備を、民間事業者の誘導により支援します。

##### ■ ショートステイの実施

障害のある人が自宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、短期入所施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

## 達成目標②: 障害のある人の自己実現と社会参加を支援する

障害のある人が、年齢や障害の状況に応じていきいきと社会に参画し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、支援体制を整備していきます。

そのためには、意欲や能力のある人が企業等で働くことができるための、就労支援体制の整備・充実が求められます。平成17年6月に開設した障害者就労支援センターの機能を強化し、ハローワークとの連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業等への就労移行支援体制の確立を図り、就職にむけた訓練から就職後のフォローアップに至るまでの支援を積極的に展開します。

また、年齢や障害の状況、能力等から、就労が困難な人の日中活動の場の充実・確保に努めていきます。

さらには、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供、イベントの開催等を通じて、障害のある人相互の交流や区民とのふれあいの機会を積極的につくり、障害のある人の社会参加と生きがいを支援していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 福祉作業所の充実

障害の状況にあわせた仕事を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていくため、障害者就労支援センター等との連携により、一人ひとりの希望にあわせた個別支援プログラムに基づく訓練や実習等の支援を拡充していきます。

#### ■ 障害者就労支援センターの機能強化

障害者が安心して企業等での就労にチャレンジし、一方、事業者も安心して障害者を雇用することができるよう、就労面の支援と生活面の支援とを一体的に提供する「障害者就労支援センター」の機能を強化します。

#### ■ 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援

精神障害者に作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う、民間団体が運営する施設に対し、運営費の助成を行います。

## 達成目標③: 自己決定と選択に基づくサービス利用支援体制を整備する

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、適切なサービス利用を支援できる体制を整備する必要があります。

区の相談窓口の充実に加え、心身障害者自立生活支援センター機能の整備、精神障害者地域生活支援センターの運営支援を行うことによって、障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、地域で自立した生活を送るために必要なサービス情報の提供をはじめとする支援体制を整備します。また、すみだ福祉サービス権利擁護センター等と連携し、判断能力が不十分な人が必要なサービスを適切に利用できるよう、支援していきます。

さらには、障害のある人の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、福祉サービスのみならず、保健・医療・教育・就労、インフォーマルサービス等を含めた様々な支援を、障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 障害者ケアマネジメント体制の整備

在宅の心身障害者が必要とするサービスを適切に活用できるように調整を図り、生活を支援するケアマネジメント体制を整備します。

#### ■ 精神障害者地域生活支援センターの運営

精神障害者の日常生活技術習得の支援、相談、交流の場、生活情報の提供などを行う「精神障害者地域生活支援センター」の機能の充実を図るため、センターの運営支援を行い、精神障害者の地域での自立生活を支援します。

## 基本方向 4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる

### 達成目標①: 高齢者の健康と生きがいを支援する

墨田区は、すでに 5 人に 1 人が高齢者であり、いかに高齢期になっても元気で、いきいきと暮らせるかが区民共通の課題になっているといえます。

世代間の交流や地域における交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいや社会参加、仲間づくりへの支援の充実を図ります。

さらに、今後は、戦後の経済を担ってきた新たな価値観をもつ団塊の世代の退職者が、長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、地域で活躍できるような機会の確保に努めていきます。「てーねん・どすこい倶楽部」など、高齢者自身のアイデアや技術を活かせる場、社会参加のきっかけとなる場やネットワークづくりを推進し、身近な地域で、気軽に、参加・活動できるしくみづくりを進めます。

また、「高齢者パワートレーニング教室」や公園遊具を活用した「高齢者うんどう教室」の実施など、介護予防にも着目した、新たな事業展開による、生きがい・社会参加の支援施策を推進していきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ いきいきプラザ、高齢者福祉センターの充実

高齢者がいつまでも地域で、いきいきと元気に暮らし続けられるよう、いきいきプラザや高齢者福祉センター（立花ゆうゆう館、梅若ゆうゆう館等）などを健康づくりや生きがいをづくり、社会参加の拠点として整備するとともに、それらのネットワークの構築を支援します。

##### ■ 老人クラブ、てーねん・どすこい倶楽部への支援

団塊の世代の退職者などが、定年後のセカンドライフを地域コミュニティの形成と介護予防の一躍を担う人材として活躍できるよう、また、自身の生きがいや健康づくりにつなげるため、老人クラブ、てーねん・どすこい倶楽部を中心とする支援の充実を図ります。

## 達成目標②:介護が必要になることを予防する

介護保険法の改正により、介護が必要になる状態をできる限り予防し、また、介護が必要な状態になっても状態が悪化しないようにする「予防重視型システム」への転換が図られ、平成18年度から、新たに、地域支援事業、介護予防サービス(新予防給付)、地域包括支援センターが創設されます。

墨田区においても「活動的な85歳」の実現にむけて、これまで区が取り組んできた介護予防関連事業を整理し、地域包括支援センターを中心に、介護が必要になる前の段階から介護保険の要支援認定者に対し、継続的かつ効果的に、そして一人ひとりの状態にあった形で介護予防を展開する、地域における介護予防システムの構築をめざします。

介護予防に関する知識の普及啓発を図り、高齢者一人ひとりが主体的に介護予防活動に取り組む地域づくりを推進します。また、介護が必要になりそうな高齢者を地域の中で把握し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、尿失禁改善等を目的とした、効果的な介護予防プログラムを提供する体制を整備し、介護が必要にならないよう、また、介護が必要な状態を軽減し、悪化を防止するよう、支援していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 地域支援事業の創設による介護予防の推進

高齢者に対する介護予防の普及啓発等を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、各種の介護予防プログラム等の提供を行うことにより、生活機能低下を防ぎ、介護等が必要になる状態を予防します。

#### ■ 介護予防サービス(新予防給付)による重度化防止の充実

介護保険の要支援認定者を対象に、要介護状態の改善、重度化の予防を目的とした介護予防サービス(新予防給付)の提供を行います。

#### ■ 介護予防システムの構築

地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの充実に取り組み、センターを中心に、一人ひとりの状態に応じて、包括的・継続的に介護予防を展開するシステムを構築します。

### 達成目標③: 自立した在宅生活を支援する

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう支援するサービスとして、食事サービスや緊急通報・火災安全システム、日常生活用具の給付や住宅改修費の助成、ごみ・資源の戸別収集など、各種の生活支援サービスの実施・充実に取り組みます。

今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予測されます。地域の支えあいのしくみなども活用しながら、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、生活の質の確保、閉じこもりの予防、日常生活上の事故防止を図ります。

また、10年後の超高齢社会を見据え、区、地域包括支援センターをはじめとする関係機関、地域住民の連携のもと、高齢者の虐待の防止対策など、高齢者の尊厳を守るしくみづくりに積極的に取り組んでいきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 各種生活支援サービスの充実

食事サービスや緊急通報・火災安全システム、日常生活用具の給付、住宅改修の助成等、従来から実施している各種の生活支援サービスの充実に取り組みます。

##### ■ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者の虐待を防止するため、区、地域包括支援センター、すみだ福祉サービス権利擁護センター、その他の関連機関、地域住民などとの連携による、虐待防止のための早期発見のネットワークを構築します。

## 達成目標④:介護が必要になっても地域で暮らせるよう支援する

今後も増加が見込まれる要介護認定者の介護ニーズに対応するため、民間事業者等と連携して、介護保険サービス基盤整備を推進します。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するため、引き続き、居宅サービスの基盤整備に重点的に取り組みます。

また、ひとり暮らしや認知症の高齢者等が、それまでの暮らしをできる限り維持し、住み慣れた地域で暮らし続けることを支援するための取り組みとして、新たに、身近な地域にサービス提供拠点を確保する地域密着型サービスの基盤整備を、地域バランスに配慮しつつ進めていきます。

介護保険ではカバーできない介護については、区独自の介護（者）支援サービスを引き続き実施し、介護が必要な高齢者等の生活を総合的に支援していきます。

さらに、住み慣れた地域での暮らしを継続するためには、何よりも住まいの確保が必要であることから、シルバーピアなどの高齢者のための住宅整備など、地域に高齢者の住まいを確保するための取り組みを推進していきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 居宅サービスの整備推進

サービス需要の増加を見据え、通所サービスや短期入所などの居宅サービスの質と量の確保を推進します。

#### ■ 地域密着型サービスの整備支援

ひとり暮らしや認知症の高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備支援を積極的に進めます。

## 達成目標⑤:地域包括ケアシステムを確立する

団塊の世代が65歳に達する2015年(平成27年)には、ひとり暮らしや認知症の高齢者がますます増加すると予測されます。誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を送るためには、見守りが必要なとき、簡単な支援や部分的な介護が必要なとき、24時間の介護が必要なとき、そして終末期のケアまで、高齢者の生活を支えるサービスを包括的・継続的に提供することが重要です。

そのためには、介護保険サービスや医療、保健・福祉サービスだけでなく、ボランティアや民生委員、町会・自治会、老人クラブなどの住民同士の助けあいや様々な社会資源が連携できるようなしくみをつくとともに、主治医やケアマネジャーをはじめ、多職種との協働を図る必要があります。

新たな地域ケアシステムの拠点として地域包括支援センターを設置し、一貫したケア体制を整備するとともに、地域の多様な社会資源を活用し、包括的・継続的に高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 地域包括支援センターの整備

高齢者が要介護状態になる前から介護予防として相談に応じるとともに、要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の様々なニーズに応じて必要な支援を包括的・継続的に提供する地域ケアシステムの拠点として、区内8か所に整備します。

#### ■ すみだ高齢者見守りネットワークの構築

地域の住民や団体等が声かけや見守りなどにより、ひとり暮らし高齢者等の日常の安否を確認するとともに、異常などを発見した場合に地域包括支援センターを核とした速やかな対応を行うネットワークを構築します。

## 基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる

### 達成目標①: 福祉に対する理解と実践を促進する

区民の誰もが、住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができるようにしていくためには、地域全体で地域や福祉サービスのあり方を考え、地域の身近な課題の解決のために取り組んでいこうという意識を、区民の中に根付かせていく必要があります。

年齢、性別、障害の有無、国籍などを超えて理解を深め、互いの違いを認めあい、その人らしい生き方を尊重して地域の中で共生していこうという心や、やさしさやおもいやりをもったあたたかな心の育成をめざし、「すみだ やさしいまち宣言」運動や男女共同参画を推進していくとともに、地域、学校、社会福祉協議会等が協働して、福祉教育の充実を図ります。

また、今後は特に、地域福祉を推進する担い手としての区民の福祉意識の醸成に力を注ぎます。区民の地域への理解や関心を高めるとともに、区民が地域のことを知り、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズに気づき・共有していくことができるよう、地域福祉に関する広報・啓発や学びの場づくりを進めていきます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 学校における福祉教育の充実

学校教育における福祉に対する理解を深めるため、教員に対する福祉教育に関する研修を行います。また、各学校における「総合的な学習の時間」等において、体験的な活動を積極的に取り入れた教育を推進します。

##### ■ 男女共同参画社会にむけた啓発活動の充実

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の理念に基づき、男女共同参画に対する理解を深めるための各種講座や情報誌の発行など、男女共同参画社会の実現にむけた啓発活動を充実します。

##### ■ 福祉意識啓発の充実

福祉体験ボランティア事業の実施など、福祉体験学習を充実するとともに、啓発冊子の発行や講演会等の開催により、福祉意識を啓発する事業を充実します。

## 達成目標②: 区民が地域活動に参加しやすいしくみをつくる

区民や地域の力を地域福祉を推進するための資源・原動力として積極的にとらえ、地域への主体的な参加の促進を図ります。

区民のボランティア活動への意欲を実際の活動につなげるため、身近な地域でのボランティア相談などを通じた普及・啓発を図ります。また、ボランティアセンター機能の充実を図り、必要な情報提供、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結びつける効果的コーディネート体制の構築、活動メニューの充実など、ボランティア活動への参加をしやすくする体制・条件整備に努めます。

さらに、NPO等の地域活動団体、住民参加型の支えあい活動等の育成及び支援を推進するとともに、団塊の世代という新たなシルバー世代など、これからの地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、活動につなげるためのしくみづくりに積極的に取り組んでいきます。

区民の身近な施設である学校をコミュニティの核として位置づけるなど、誰もが地域活動に参加できるための環境整備にも努めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターにおける相談機能やコーディネート体制等の充実を図り、区民のボランティア活動を推進していきます。

#### ■ NPO等地域活動団体の育成及び支援

NPO法人設立に関するアドバイザー派遣制度や情報提供、活動場所の提供等を通して、NPO等地域活動団体の育成及び支援を行います。

## 達成目標③:地域のつながりと協働のしくみをつくる

地域の身近な課題を共有し、課題解決につなげていくことができるまちを実現するためには、下町すみだに根付く助けあいの精神や人情、人と人とのつながりを再構築し、新たな地域のつながりを築いていくことが重要です。

「すみだ 家庭の日」運動や、世代間交流の一層の推進を図るとともに、社会福祉協議会が展開する小地域福祉活動や、民生委員・児童委員の活動など、生活課題を抱えながら地域で暮らすひとり暮らし高齢者や障害のある人等を、地域で支えるしかけ・しくみづくりを進めていきます。

また、今後は、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉を推進する資源となるボランティア、NPO等の地域活動団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業者等のネットワークづくりに取り組みます。地域の身近な課題の解決にむけて、区民、関係機関、区、社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりをめざします。

### 主な取り組み内容

#### ■ 小地域福祉活動の推進

身近な地域において、高齢者や障害のある人に対する「見守り・声かけ」や生活支援、世代間の交流など、地域住民がお互いを尊重しながら支えあう「小地域福祉活動」を推進します。

#### ■ 民生委員・児童委員活動の支援

地域社会の中で支援を必要としている人の把握、相談、助言等の援助を行ったり、福祉事務所や児童相談所等の関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援し、充実を図ります。

#### ■ 「すみだ 家庭の日」運動の推進

「すみだ やさしいまち宣言」の趣旨である「人と地域と環境にやさしいまち」づくりを進めるため、毎月25日を「すみだ 家庭の日」と定め、すみだのまちの担い手となる「人づくり」を推進します。

## 基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる

### 達成目標①:福祉サービスを利用しやすいしくみをつくる

利用者が自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる基盤を整備することは、引き続き、区が積極的に取り組むべき課題です。

情報提供については、必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報化時代に対応した多様な提供・発信方法の充実を図り、情報を自ら得ることが難しい人にも配慮した、利用者の視点に立った情報発信のしくみを構築していきます。

また、利用者の適切なサービス選択を支援するとともに、事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報の公表や第三者評価制度を推進します。

さらには、福祉サービスに関する苦情に対応し、解決につなげるしくみづくりや、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度など、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、弱い立場になりがちな区民の権利を擁護するしくみの充実にも取り組みます。

#### 主な取り組み内容

##### ■ 福祉サービス第三者評価制度の推進

サービス提供事業者、利用者以外の第三者機関により、福祉サービスを評価・点検する制度である「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。

##### ■ 地域福祉権利擁護事業の推進

判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な高齢者や障害のある人等に対し、サービスの利用援助等を行います。

## 達成目標②: 誰もが暮らしやすい地域環境をととのえる

年齢、性別、からだやこころの状態にかかわらず、障害のある人もない人も、小さな子どもからお年寄りまで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。具体的には、平成16年6月に策定した「墨田区交通バリアフリー基本構想」に基づく公共交通機関のバリアフリー化など、引き続き、まち全体のバリアフリー化を推進します。また、今後は、バリアフリーの考え方を一歩進め、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

安心・安全な地域生活の確保にむけて、地域の防犯・防災対策にも力を入れていきます。防犯対策としては、防犯パトロールや学校等の防犯対策の強化、犯罪防止教育の実施など、区民、関係機関、区が協働・連携して、地域の防犯活動を推進します。

防災対策に関しては、区として、ソフト面、ハード面からあらゆる対策を講じていくとともに、地域の自主防災組織の結成支援、災害時に援護が必要な高齢者、障害のある人などを支える地域のサポート体制づくりなど、地域ぐるみで防災対策の充実を図っていきます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導

東京都ハートビル条例及び福祉のまちづくり条例、墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。

#### ■ 災害要援護者サポート隊の結成支援

いざという時に高齢者や障害のある人を的確に救出・救助することを目的として、各町会が自主的に取り組む「災害要援護者サポート隊」の結成を支援します。

## 達成目標③:生活に困った人を支え、自立を促進する

地域には、様々な理由から生活が困難となっている人々がいます。こうした人々の最低限度の生活の保障と、その自立を助長するために生活保護制度があります。国は、平成17年度より生活保護受給者の自立助長を重視する観点から「自立支援プログラム」に基づく支援を、組織的に実施することとしています。

ハローワーク、保健センター、医療機関等の関係機関との連携のもと、生活保護受給者一人ひとりの状況に応じた自立支援プログラムの策定・実施に努め、生活保護受給者の自立支援体制の構築を図ります。特に、就労意欲・稼働能力のある生活保護受給者に対しては、就労による経済的自立を支援する体制を強化していきます。

一方、公園や河川敷等で生活をしているホームレスの問題は、墨田区における大きな地域課題の1つとなっています。ホームレスの状態にある人が地域の一員として、日常生活を営むことができるよう、個々の状況に応じた支援につなげていくため、総合的な相談体制を都区共同で整備します。

あわせて、都と区の共同事業である自立支援システム及びホームレス地域生活移行支援事業を積極的に活用し、ホームレスの地域生活への移行、就労による経済的自立と安定した生活の継続を支援していきます。

さらに、ホームレスの問題を社会全体が受け止め、その自立を支援していくことができるよう、偏見や差別意識の解消と、人権意識の高揚に努めます。

### 主な取り組み内容

#### ■ 被保護者「自立支援プログラム」の整備

「就労支援プログラム」等の個別の自立支援プログラムを策定し、それに基づく支援を実施することによって、生活保護受給者の自立を促します。

#### ■ ホームレスの自立支援システム

心身の療養と健康回復のために食事や宿所などを提供する「緊急一時保護センター」、就労支援を行う「自立支援センター」からなる自立支援システムを活用し、ホームレスの自立を促します。あわせて、民間アパート等の低家賃での貸し付け等を行う「ホームレス地域生活移行支援事業」を推進し、ホームレスが地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

V

---

# 計画改定にむけた アンケートのまとめ

---

## 1. アンケート実施概要

調査対象	・地域福祉関係団体（障害者関係、介護・高齢者関係、子育て関係、青少年関係、民生委員関係、ボランティア関係） 50 団体 ・個人（ボランティアサークル会員） 40 名
調査方法	・郵送、FAX等により配布・回収
調査時期	・平成 17 年 6 月 16 日から 7 月 15 日
回収状況	・団体：26 票（回収率 52.0%） ・個人：23 票（回収率 57.5%）

## 2. アンケート結果概要

◆墨田区(または身近な地域)を、どのようなまち(地域)にしていきたいか(夢や希望)

### 【 地域のつながり・コミュニティ 】

- ・お年寄りから子どもまで世代を超えた日常の交流のある、地域のコミュニティのつながりを中心とした、生活に潤いのあるまち。
- ・隣近所が朝夕のあいさつができるつきあいをしたい。
- ・少なくとも住んでいる地域では声をかけあって朝夕あいさつできるまち。
- ・下町のよさを活かし、近所の人との連携がより図ればよい。
- ・いい意味で隣人に興味をもつまち。
- ・コミュニケーション豊かなまち。
- ・アナログな人間同士のつながりのあるまちであってほしい。

### 【 環境・まちづくり 】

- ・人との関わり、物的なものの両面において安全なまちになればよい。
- ・緑豊かで歴史、文化を大切にしたい安全なまち。
- ・緑豊かで災害の時も逃げないですむ墨田区に。
- ・ポイ捨て、紙くずのない清潔なまちにしたい。
- ・様々な面でバリアフリーが進み、安心して生活できるようになればよい。
- ・タバコ公害のないまち。

- ・子どもが安心してまちなかで遊べるような地域。
- ・高齢者が安心して住めるまち、障害者や子どもも安全に暮らせるまちになってほしい。
- ・いつのまにか「ひったくり注意」「空き巣注意」など治安に不安を感じるまちになってしまった。安心して住める地域になってほしい。

### 【 だれもが暮らしやすい 】

- ・ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害をもつ人ももたない人もお年寄りも子どもたちも、かけがえのないひとりの人間として尊重され、バリアがない墨田区に。
- ・高齢者、障害者等、リスクをもった方々が住みやすい環境で、子どもたちが安心して生活できる区であってほしい。
- ・一人ひとりが大切にされ、すべての人が人間らしい生活ができるまち。
- ・障害者も健常者も過ごしやすいまち。
- ・障害がある方たちが住みやすいように地域の人たちみんなが考えるような、あたたかな地域になるとよい。
- ・だれもがごく普通の生活が当たり前に送れるようになること。

### 【 子ども・活気 】

- ・にぎやかな子どもたちがいっぱいいるまちにしたい。
- ・子どもの遊び声の聞こえる活気あるまちにしていきたい。
- ・活気のあるまちにしたい。老若男女がいきいきチャレンジできる場がほしい。
- ・若い夫婦が安心して子どもを生むことができる。
- ・下町らしさがあり、老若男女が行き交い、障害者も笑顔でまちに出かけられる。
- ・子どもが外で太陽を浴び、いっぱいの空気を吸って自由にのびのびと遊べるまち。

### 【 サービス 】

- ・0歳の子どものから高齢者まで、困ったことがあれば、それにすぐに対応できるサービスがあり、インフォメーションが行き届いて、どこでも相談できるような窓口がある。
- ・介護問題で疲れる人がいない地域。
- ・誰でも同じサービスを受けられるまちづくり。

◆地域で暮らす中で、身近に感じる心配ごと・課題  
地域の福祉をより充実させるために、墨田区において課題になると思われること

【 地域に関すること 】

- ・ 地域の中でのつながりの希薄化。
- ・ 地元に関心のない人が増えているのが寂しい。特にごみ出しなど、ルールを守らない自分勝手な人が多いと思う。
- ・ 昔はお年寄りや中高年の方が子どもたちの世話をよくみてくれた。今は大人同士の交流が少ないため、お互い遠慮がありうまくいかないようである。
- ・ 地域住民の年齢、世帯構成が大きく変化しているが、地域行事等の運営体制が旧態のままであり、結果としてうまくいかない状況である。
- ・ 子ども会や町会等、人数は減っているのに昔ながらのやり方を変えようとしないので保護者の負担が大きくて大変。

【 住民の意識 】

- ・ 住民が守らなければならないマナーの普及、確立。
- ・ してはいけないことでも楽だから、と自己中心的に行動する人が多くなった。
- ・ ごみのポイ捨てや犬のふん等無責任な行動が目立つ。
- ・ タバコのポイ捨てや駐停車違反の車が多いこと。

【 新たな墨田区民の増加 】

- ・ 最近マンションが乱立し、住民が増えているが、電話も載せていない人が多くなっていて。今後、地域の中での把握、見守りが行き届かなくなる心配が大きい。町会とマンション住人との話しあいの中から協力を得られる方向が望ましい。
- ・ 墨田区はマンションが増えていて、地域の人や町会となじまないという声が聞かれる。

【 子育て・子育てに関すること 】

- ・ 子どもたちの心がすさんでいると感じさせる事件が多い。地域の中で、皆であたたかく育てていく必要性を感じる。
- ・ 今の区の方針では、子どもたちが忘れられがち。小中学生が墨田区のよさをもっと知って実感できる授業を願う。
- ・ 子どもたちの声が聞かれなくなって久しい。泣いたり笑ったり、路上で遊ぶ姿がない。

- ・ 区立、私立保育園の保育内容の違いが大きすぎる。また、兄弟が別々の保育園に通わなければならないような現状は、少子化に拍車をかけることになると思う。若い世代を増やすことに、もっと積極的に取り組んでいくべき。
- ・ 少子化でまちは老人ばかり、子どもや若者の姿が少ない。

### 【 高齢者・介護に関すること 】

- ・ 元気な高齢者を大事にしていかなければ、知恵と経験にもとづく文化の損失だと思う。
- ・ 遠くにいる親が調子を崩して介護に通っているが、引き取りたくても引き取れない。住居や施設の問題がある。
- ・ 高齢の両親が遠方で過ごしており遠距離介護となりそうなのが心配。
- ・ 老々介護や独居老人が多いのではないかと。そういった人たちをどうするか。
- ・ 高齢者が今まで暮らしていた地域で、最期まで暮らしていくことがなかなか難しい。何とか最期まで、希望通りの生き方をしてもらいたい。
- ・ 独居老人、高齢者世帯を狙った詐欺事件に心が痛む。権利擁護事業を十分に活用できないことも問題。

### 【 障害のある人に関すること 】

- ・ 障害者のどこが悪いのか教えてほしい。今は働いている人も多いのに平気で悪口をいわれる。
- ・ 聴覚障害者は他の障害と違い、コミュニケーションがうまくいかない。不便が不幸にならないようにしたい。
- ・ 障害者に対する防災対策などの対応の遅れ。

### 【 道路・交通に関すること 】

- ・ 通学路にも違法駐車が多く交通事故が心配。
- ・ 歩道が狭い、段差が多いなど、高齢者や障害者にとって危険が多い。
- ・ 駅周辺の放置自転車は追放されたが、その周辺には相変わらず置かれている。新しい街ができるとさらにひどくなるのではないかと。
- ・ 歩道が狭く、段差が多いため、車いすが通れない。歩道は歩道として使えるように。
- ・ 目の見えない人にとって点字ブロックは大切なのでこの上に物を乗せないことを特に希望する。
- ・ 歩道に面する家の方が植木で道幅を狭めていたり、人間味のあふれる、などという表現に隠れて、安全でないものが放置されている。

### 【 環境・まちづくりに関すること 】

- ・ 行政は色々な施設（ハコ物、場）をつくってくるが、仏つくって魂入れずの形がある。
- ・ 新しい大型店のため、古くからの商店が閉店しているのは切ない。
- ・ 隅田公園、特にひょうたん池と高速道路下のデッキを清掃していただきたい。

### 【 防災・防犯に関すること 】

- ・ 高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が災害があった時、どう命を守るかが心配。
- ・ 地域で防災訓練をしているが、緊張感もなく、本当に役に立つのか疑問。
- ・ 老夫婦の生活なので、地震その他の災害時避難所が近くないと動けない。
- ・ 地震になったときなどの災害対策、高齢者の対応をどうするのか心配。
- ・ ひとりでマンション住まい、近隣にはほとんど顔見知りがない。災害時は孤独だと思ふ。

### 【 健康づくりに関すること 】

- ・ 喫煙の問題。子どもがいても平気でたばこを吸う人がまだまだ多い。
- ・ 高齢者の健康づくり。

### 【 福祉・サービスのあり方 】

- ・ 区の地域福祉計画や区の施策、あらゆる助成制度などの広報が少ない。
- ・ 色々な相談をどこにしているのか分からない人が多い。
- ・ 金銭面でかなりの負担をしないと、十分なサービスを受けることが難しくなっている。
- ・ 享受できる制度、サービスがあるのに、知らないことによって受けられないということがある。

## ◆夢の実現・課題の解決にむけて、どのような地域づくり、取り組みが必要であるか

### 【 福祉教育・福祉意識の啓発 】

- ・ 地域の生活課題を地域（住民主体）で解決できるような力をつけるためのしかけ・しくみづくり＝福祉教育。そのためには住民同士が知りあうこと、学びあうことが重要。
- ・ 区や社協が行っている福祉活動を区民全体にもっと知ってもらい、できる限り福祉に協力、参加してもらえよう、（町会単位で）方向づけてほしい。
- ・ 理解を深めてもらうための地域への啓発の推進。
- ・ 区民一人ひとりに地域に関心をもってもらうこと。
- ・ 区民全体が福祉ということを真剣に考えることが必要。
- ・ 弱者に積極的に手を貸し、声をかける子どもが増えるような教育をしてほしい。

### 【 地域のつながりの再構築 】

- ・ 町会、自治会といった地縁組織の再活性化。例えば、町会を法人化した上で、町会が運営主体の学童クラブや子育てひろばの設置など。
- ・ 地域活動（町会）等では若い人が入りにくい体質があるので改善したい。町会が変わらなければまちは変わらない。
- ・ 地域ぐるみの福祉にしていく必要がある。
- ・ 体調を崩したとき、隣近所に頼みにくくても、連絡すれば手助けをしてくれる制度があり、地域の担当者がいれば安心できる。

### 【 住民参加・交流のしくみづくり 】

- ・ 若い方が積極的に地域のことに関われる環境をつくれるとよい。
- ・ 「旗当番」などは、地域の元気な高齢者に参加してもらうなど、地域ぐるみでの対応。
- ・ 地域の人たち（福祉資源）をどう巻き込んでいくか。
- ・ 定年を迎え、お家にいらっしゃる方がひとりでも多く地域に顔を出すための取り組み。
- ・ 車の取り締まりにミニパトをウロウロさせるより、その人数で街中を歩いて歩道の自転車や目にあまる商品や植木などを注意すればよい。
- ・ 休みの時間を、家族・友人と有効に使える施設、空間、場所が必要。

### 【 地域のネットワーク 】

- ・福祉・保健・教育に関係する地域団体・組織の役割が非常に重要である。地域団体・組織を中心としたネットワークづくりを。
- ・各町会単位の見守りネットワーク。起こりうるすべての面を相談し、話しあい、縦・横の連携を密にして対処していけるシステムが必要。その上でその輪をだんだん広げ、区全体のネットをつくっていかねばと思う。
- ・行政だけで進めていくことは難しいので、ボランティア団体、福祉に携わる企業、組織と密なネットワークをもつことが必要。

### 【 課題解決のためのしくみづくり 】

- ・地域住民が地域の人に関心をもち、どのような人が住んでいて、どのような手助けを必要としているか、どのような社会資源が不足していて地域の住民として何ができるかなど、話しあえるような住民参加型のワークショップをつくる。
- ・行政が課題を提示した上で、住民も入れて話しあうべき。
- ・行政が何にどこまで応えられるのかを明示しないと、住民としてどのように取り組んでよいのか分からない。

### 【 相談・情報提供体制の整備 】

- ・区民への情報提供は行政の責務。誰がみてもわかりやすいパンフレット、区報、掲示などを利用して広報してほしい。
- ・情報不足を解消する対策の充実。
- ・高齢者・障害者施策、介護保険制度の周知徹底。あらゆる制度を活用できる相談窓口の必要性を感じる。
- ・区でどのようなサービスを行っているか、どのようなところに相談に行ったらよいのか分かりづらいので簡素化が必要。

### 【 人材の育成・サービスの質の向上 】

- ・区のサービス、施策などを上手にマネジメントする人が必要であり、さらにマネジメントする人たちが連携していけるネットワークづくりが必要。
- ・福祉に関わる人たちの質の統一が必要。それには官民そろっての教育に他ならない。
- ・生活を支える人的資源の確保。必要なサービスを適切にコーディネートできるケアマネジャーの育成。本人や家族の支援を行う自立生活支援センターの設置。
- ・墨田区の民度をあげるためには、公立保育園・学校の教員・指導者のレベルを上げ、幼少時からセンスをみがく教育をすべき。

### 【 子育て・子育て支援・教育 】

- ・福祉といえば高齢者、障害者、低所得者に重点が置かれていたが、今後はこれから育つ子ども、親、これから親になる人に福祉の目をむけてもよいのではないかと思う。
- ・子育てに関して、若い両親にもう少し実質的なヘルプをすべき。
- ・子どもを生まなければ損だといわれるような、子育て支援の国の援助の大幅な増額。子ども（人間）をつくる教育の充実。
- ・高齢化社会を担っていく子どもたちを地域ぐるみで育てる。よりよくきめ細かくケアをするということに、さらに真剣に取り組んでほしい。

### 【 障害者支援 】

- ・肢体不自由児者にとって、現在亀沢のぞみの家がすべて。他にもあってよいのでは。
- ・障害者が地域で生活するためには、高齢の親から離れてグループホーム等で生活が営めるよう、また、重度障害児にはミニ療護園など生活の場を確保してほしい。
- ・障害児者とその家族が安心して住める住宅建設。
- ・地域で一生涯安心して暮らせる施設を建設してほしい。生活寮では対応できない重度の人たちを含めた多機能型、地域開放型の入所施設を。
- ・障害児者の人権の確立と差別の撤廃。

### 【 高齢者支援 】

- ・高齢者は移動困難から閉じこもりがちになる。気軽に行ける場（サロンのなもの）が町内に1つ位の割合であってもよいと思う。そこから近隣がお互いに助けあえることを理想としていきたい。
- ・介護予防サービスによって要介護の出現率の低下につながることを期待しているが、高価なトレーニング機器に頼らず、どこでもできる予防策を増やしてほしい。
- ・地域ごとに予防教室の充実を図るために、専門家を育成し、指導者に困らないようにしていく。町会ごとに1人は置けるようにできるとよい。
- ・高齢者が働ける環境づくり。
- ・高齢者が閉じこもらないよう、誘い出すことが必要。
- ・行政中心で、介護関係事業者等と連携を図り、安否確認、避難所への誘導、その後のケアの方法など災害対策のプロジェクトをつくる。すぐに取り組むべき。

### 【 住まい・生活の場の整備 】

- ・高齢者向け住宅が墨田区には少ない気がする。高齢になってもある程度の負担はして、ある程度の水準、プライバシーも保てる生活ができたらと思う。

- ・高齢者向け住宅を増やしてほしい。土地の問題で難しいと思うが、区役所近辺など便利なところに高齢者向け施設があるとよい。

### 【 環境・まちづくり 】

- ・道路整備。安心して歩ける歩道の確保。
- ・狭い歩道に自転車の乗り入れを禁止してほしい。自転車が後ろからベルを鳴らしても耳が悪いと聞こえないので、歩行者と自転車は別にしてほしい。
- ・地域防災計画の早急な実施。高齢者、子どもの避難誘導訓練。
- ・防災訓練の強化。
- ・交番の巡回の数を増やしてほしい。見回りをもっとしてほしい。

### 【 既存施設の活用 】

- ・既存の建物を利用した効率のよい運用。例えば、公立小学校の余裕教室を使用した預かり保育つき私立幼稚園の新設。
- ・小学校の空室を併設の幼稚園、保育園などに活用してはどうか。

### 【 基盤整備のあり方 】

- ・福祉施設などの整備が地域によって差がある。各地域のサービスの量が平等になるよう調整してほしい。
- ・既存サービスの見直しを行い、地域ごとに、実情にあったサービスを設定すべき。

### 【 財源の確保 】

- ・何をやるにもまず資金。経済産業を振興し、税収を増やす方法を考える。あわせて、福祉税の導入も検討することが必要では。
- ・やる気、財源不足、区民の意識改革。これらを踏まえた上で、公平・公正、効率的に有限の区の資源を配分するしくみが必要。

### 【 ニーズの把握 】

- ・区民の声に耳を傾けてあらゆる世代の意識調査をし、区民の望むことをひとつずつ成就するよう取り組んでほしい。
- ・高齢者、障害者など、当事者の声を聞き、調整していくこと。
- ・他の自治体での取り組みについても情報収集をもっと行い参考にすべき。

## ◆区、地域の活動団体・機関、区民、事業者それぞれの役割や協働のあり方について

### 【 話しあいの場づくり 】

- ・顔合わせや意見交換のみでなく、具体的に実現可能な話しあいをもてたらよいと考えている。
- ・昨年、福祉課主催のまちづくり検討委員会が開かれたが、他の分野の人々との意見交換の重要性を感じた。
- ・それぞれの立場を主張する話しあいではなく、まず利用者の希望を聞き、その実現にむけて何ができるのかを検討しあえるような会合をもちたい。

### 【 連携について 】

- ・行政と携わる機関との密なしくみづくり。事業者の高い理念のもとでの活動に、じっくり取り組めるようお願いしたい。
- ・最期まで自分らしく尊厳をもって生きることができるよう、地域全体で取り組むことが必要。行政、医療、福祉、保健がばらばらに取り組むのではなく、住民を取り囲む状況を共通認識し、役割分担を明確にしながら、協力しあう体制づくりが求められる。
- ・学校、PTA、育成委員会、民生・児童委員、主任児童委員、保健所、児童相談所、保護司、自治会等すべてが連携、協力しあって解決にあたる。
- ・それぞれの職務に責任をもち、他の事業所や団体と連携していくことが大切。行政が取りまとめたり、つないでいく役割をすれば、スムーズにまとまるのではないか。

### 【 区のあり方・区に対する意見 】

- ・地域政府の執行機関として地域の実態を踏まえ、国や都に対して権限と財源のさらなる移譲を主張する姿勢がさらに求められる。
- ・区全体としてはっきりしたものをみんなでもってほしい。何でも担当者がいないと分からないでは困る。
- ・区ではボランティアの活用と言いながら、有効に活用できる職員がいるかといえば皆無である。まず、ボランティア団体の正確な実力把握からはじめたらどうか。
- ・行政は積極的に現場の実情を把握し、きちんとまとめていくこと。
- ・窓口を一本化してほしい。
- ・区民には立派な人がいて、それぞれ努力している。区はもっと福祉のために陰で努力している人やグループがあることに気づき、その活動が広がるよう協力してほしい。

---

VI

資料

---

# 1. 墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成5年12月21日 (招集)

5 墨厚第555号

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

(設置)

第1条 墨田区の福祉・保健分野の基本計画である墨田区地域福祉計画の推進及び改定に当たり、墨田区と福祉・保健・医療関係者とが協議するため、墨田区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第2条 推進協議会は、地域福祉に積極的に関与している個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員21人以内をもって構成する。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の職員には支給しない。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員の互選により定める。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、区長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

(1) 墨田区地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。

(2) 墨田区地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年2月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

### 墨田区地域福祉計画推進協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	任期
会長	野原 健治	興望館館長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	道永 麻里	すみだ医師会会長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	熊谷 京一	向島歯科医師会会長	17. 4. 1～18. 3. 31
委員	光野 順一	墨田区薬剤師会副会長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	田中 三伊	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	16. 12. 1～18. 3. 31
委員	西山 恒八	墨田区障害者施策推進協議会会長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	加瀬 三郎	墨田区障害者団体連合会会長	同上
委員	高松 一治	墨田区老人クラブ連合会会長	同上
委員	柴田 光昭	墨田区はなみずき高齢者 在宅サービスセンター施設長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	海宝 雄次	墨田区社会福祉事業団事務局長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	庄司 孝憲	墨田区社会福祉協議会事務局長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	伊藤ふみ子	建築士	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	石鍋 光子	国際交流「すみだフレンドシップクラブ」	同上
委員	伊藤 林	個人ボランティア	同上
委員	大嶋 直美	手話サークル「すみだ」	同上
委員	小川 昭	ボランティアサークル連絡会	同上
委員	齊藤 宮子	点訳グループ「きつつき」	同上
委員	石山 秀紀	東京都江東高齢者就業相談所長	同上
委員	坂田 静子	墨田区福祉保健部長	同上
委員	松竹 耕治	墨田区高齢者福祉担当部長	17. 4. 1～18. 3. 31
委員	澤 節子	墨田区保健衛生担当部長	16. 2. 18～18. 3. 31

### 墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会委員名簿

区分	氏名	所属等
部会長	野原 健治	興望館館長
委員	柴田 光昭	墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター施設長
委員	志村 紀夫	すみだボランティアセンター所長
委員	伊藤ふみ子	建築士
委員	小川 昭	ボランティアサークル連絡会
委員	高山 一郎	墨田区厚生・児童課長
委員	井上 俊策	墨田区介護保険課長
委員	今泉 峰子	墨田区保健計画課長

## 2. 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日  
5 墨厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、助役とする。

4 本部員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から適用する。

[別 表]

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
地 域 振 興 部	自治振興・女性課長
地 域 振 興 部 商 工 担 当	生活経済課長
地 域 振 興 部 環 境 担 当	リサイクル清掃課長
福 祉 保 健 部	厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長
福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都 市 計 画 部	都市計画課長
都市計画部都市整備担当	都市整備課長、土木管理課長
教育委員会事務局	庶務課長、生涯学習課長
墨田区社会福祉事業団	管理課長

墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ構成員	
委員長	福祉保健部 厚生・児童課長
委 員	企 画 経 営 室 企画・行政改革担当主査、政策担当主査 地 域 振 興 部 自治振興・女性課施設主査 福 祉 保 健 部 厚生・児童課厚生主査、子育て支援課子育て支援主査 保護課管理主査、障害者福祉課障害者福祉主査 高 齢 者 福 祉 担 当 介護保険課給付主査、高齢者福祉課高齢者支援主査 保 健 衛 生 担 当 保健計画課保健計画主査 都 市 計 画 部 都市計画課都市計画主査 都 市 整 備 担 当 都市整備課事業推進主査 教育委員会事務局 学務課学校事務・就学相談主査、生涯学習課生涯学習主査 (社) 墨田区社会福祉協議会経営・企画担当

### 3. 検討経過

#### ■墨田区地域福祉計画推進協議会

第1回	平成17年5月20日(金) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画の改定について</li> <li>・墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定について</li> </ul>
第2回	平成17年11月14日(月) 午後1時30分から3時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画及び墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定「中間のまとめ(案)」について</li> </ul>
第3回	平成18年2月21日(火) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画の改定について</li> <li>・墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定について</li> </ul>

#### ■墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会

第1回	平成17年6月15日(水) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会長選任</li> <li>・計画の将来目標と基本理念・基本方向等について</li> <li>・協議会委員意見シートまとめについて</li> <li>・計画改定にむけたアンケートについて</li> </ul>
第2回	平成17年7月26日(火) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画改定にむけたアンケート結果について</li> <li>・計画の将来目標と基本理念・基本方向等について</li> </ul>
第3回	平成17年10月21日(金) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画の改定「中間のまとめ(案)」について</li> </ul>
第4回	平成18年1月30日(月) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について</li> <li>・墨田区地域福祉計画(後期)素案について</li> </ul>

#### ■墨田区地域福祉計画推進本部

第1回	平成17年11月10日(木) 午前11時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画、墨田区高齢者保健福祉総合計画、墨田区障害者行動計画等の改定(中間のまとめ)について</li> <li>・墨田区地域福祉計画の進捗状況について</li> </ul>
第2回	平成18年2月7日(火) 午前11時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について</li> <li>・墨田区地域福祉計画(後期)素案について ほか</li> </ul>

### ■墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

第1回	平成17年10月27日(木) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画、墨田区高齢者保健福祉総合計画、墨田区障害者行動計画等の改定（中間のまとめ）について</li> <li>・墨田区地域福祉計画の進捗状況について</li> </ul>
第2回	平成18年1月27日(金) 午後1時30分から3時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画（後期）中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について</li> <li>・墨田区地域福祉計画（後期）素案について ほか</li> </ul>

### ■墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ

第1回	平成17年5月30日(月) 午後2時から3時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画の改定体制について</li> <li>・計画改定の方向性について</li> </ul>
第2回	平成17年10月19日(水) 午後3時から4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区地域福祉計画の改定（中間のまとめ）について</li> <li>・墨田区地域福祉計画の進捗状況について</li> </ul>

## 4. 用語解説

### インフォーマルサービス

区などの公的機関や民間のサービス提供事業者が、法律や制度に基づいて提供するフォーマルサービス（制度的サービス）に対して、家族や友人、地域住民、ボランティアなどが非営利的に提供するサービスのこと。

### NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間団体の総称。

### ケアマネジメント

利用者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえて必要なサービスを見極め、複数のサービスを組み合わせて、計画的に利用されるようにするためのしくみ。

### 協治（ガバナンス）

区民・地域・NPO・企業などと区が、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚しながら、対等の立場で協力し、地域の課題解決を図る社会のあり方。

### グループホーム・ケアホーム

自宅で生活することが困難な人が、数人で共同で生活する場。小規模な家庭的雰囲気の中で、ケアや訓練等を受けることができ、地域での生活維持を可能とする。

### シルバーピア

高齢者が安心して生活できるように設計された高齢者向け集合住宅。手すりや緊急通報装置などの高齢者に配慮した設備が設けられているほか、安否の確認、緊急時の対応などを行う生活援助員（ワーデン）が配置されている。

### 新予防給付

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される介護予防サービス。平成17年度までの制度における要支援・要介護1の一部に該当し、状態の維持・改善の可能性のある軽度認定者は、平成18年度以降、要支援1・要支援2という判定区分となり、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防サービス（新予防給付）が提供されることになる。

### 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒など、日頃の生活習慣が影響して発病する病気のこと。代表的な生活習慣病として、高血圧、動脈硬化による心臓病や脳卒中、糖尿病、がんなどがあげられる。

### 地域支援事業

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される介護予防などの事業。要支援・要介護状態になるおそれのある人等の介護予防を推進する「介護予防事業」、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを推進する「包括的支援事業」などで構成され、財源の一部に第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料が充てられる。

### 地域包括支援センター

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される。地域住民の保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担い、地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関として、地域支援事業の「包括的支援事業」にあたる、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

## 地域密着型サービス

高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、身近な区市町村単位で提供されることが適当なサービス類型として、介護保険制度の見直しにより、平成 18 年度に創設されるサービス。①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の 6 つのサービスがある。

## 認知症

「痴呆」に替わる言葉。「痴呆」は侮辱的な表現であり、実態を正確にあらわすものではないため、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっていることから、「認知症」という言葉が使われるようになった。

## ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、男性も女性も、障害のある人もない人も、あらゆる人が利用しやすいよう、はじめから考えてデザインするという考え方。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインは最初からバリアを生み出さないことを意味する。

## ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期といった、生まれてからの各発達段階。段階ごとに固有の発達課題や生活課題がある。

---

## 墨田区地域福祉計画(後期)

～新たな福祉コミュニティの創造をめざして～

平成 18(2006)年 3 月

発行 墨田区  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号  
TEL(03)5608-6151 FAX(03)5608-6403

編集 墨田区福祉保健部

---